

## アウクスブルク市の二信仰派併存体制

永田 諒 一

【要約】十六世紀の前半に、ドイツの帝国都市の数多くは宗教改革を導入したが、その後の経過を十七世紀中葉の三十年戦争終結に至る時期まで辿るならば、その展開は、都市ごとに多様であった。アウクスブルク市は、宗教改革の導入の後、一五四八年からは、カトリック派とプロテスタント派の併存体制の整備に向かい、一六四八年に、それを最終的に確立した。本稿は、この期間におけるアウクスブルク市内外の諸条件と諸事件を検討することによって、当市に二信仰派併存体制を維持させた基本的な要因を明らかにするとともに、宗教改革時代と近代の狭間に位置する十六世紀後半、及び、十七世紀前半のドイツ史研究に対する問題提起を試みる。

史林 七二巻二号 一九八九年三月

### はじめに

帝国都市アウクスブルクは、一五三四年に宗教改革を導入したが、四八年に、『仮信条協定』の受諾を余儀なくされたことから、その後は、市内にカトリック派とプロテスタント派が併存する体制の確立へと向かった。この体制は、紆余曲折を経ながらも、五五年の『アウクスブルクの宗教平和』を遵守する形で維持されて、三十年戦争の終結後、一六四八年の『ウェストファールンの講和』に従って、より徹底された制度として確定された。本稿は、十六世紀中葉から一六四八年までの期間について、アウクスブルクの二信仰派併存体制の実情、そして、この時期のドイツ史のなかに占める当市の位置を検討する。

その際の基本的な問題設定と研究意義は、頃日に発表されたシリングによる「帝国における信仰告白体制化」と題された論考<sup>①</sup>に、簡潔に、そして、恐らくは、筆者の本来の意図よりも、より大局的な視角に基いて提出されている。本稿との関連において、シリングの論点を要約すれば、次のようである。(1)従来、十六世紀後半のドイツ史は、宗教改革時代と近代との間に挟まれた「精彩のない幕間劇のようなもの」*eine Art glanzlosen Zwischenakt*と云った表現の下に、ほとんど、等閑視されてきたが、現在、そのような判断を再考すべき時期に差しかかっている。<sup>②</sup>(2)この時代への研究関心は、差しあたり、「信仰告白体制化」*Konfessionalisierung*、あるいは、「第一次宗教改革」*die zweite Reformation* という概念<sup>③</sup>を用いて、整理することができる。即ち、全西欧的にみても、十六世紀の後半は、信仰・教会制度、国家・社会制度、そして、人々の日常的な生活と心性までをも包含する社会のあらゆる旧来の枠組が、当時の必然として、信仰告白ブロックごとに、信仰告白に基いて組みかえられた(『信仰告白体制化』時期であった。ドイツの場合には、その信仰告白ブロックは、カトリック派、アウクスブルク信仰告白派(即ち、ルター派、あるいはプロテスタント派)、そして、カルヴァン派の三様であった。従って、その社会の再編成は、各信仰告白ごとに、独自のプログラムを持つことになるが、それらは、機能的に捉える場合には、領邦君主による教会支配、民衆に対する信徒かつ領民としての教育と訓練、社会福祉や施療の制度など、近代国家成立の基本的な要件を整備する方向性に立った平行進行事象であった。そして、この動向は、カトリック派支配地域におけるイエズス修道会活動の活発化、カルヴァン派信仰を導入、制度化する支配地域の増大、そして、これらに対抗したアウクスブルク信仰告白派支配地域の体制整備が進行した一五七〇年代以降の数十年間(『第二次宗教改革』)に著しい。(3)信仰告白体制化は、当時の時代相を把握するときの基本的な概念であるが、それだけでなく、この概念は、宗教改革時代という前近代初期と三十年戦争後の近代とを結びつける、より大きな歴史的視座をも有している。旧時代的な諸条件の下で遂行された宗教改革による社会変革は、次に、信仰告白体制化という過渡的ないまひとつの歴史的過程を辿り、そして、信仰告白体制化が完結し、やがて色褪せていくなかで、政治と信仰告白の分離を自明のこととする近代社

会が成立していく、というのが、その視座である。シリングは、それを説明するために、この時代を次の四時期に区分する提言を行っている。宗教改革が一段落をみて、信仰告白体制化の準備局面をなす一五四〇年代後半から六〇〇年代まで。

次に、イエズス修道会の進出とカルヴァン派の台頭によって、三信仰派鼎立の様相が生じた一五七〇年代。しかし、この時期までは、『アウクスブルクの宗教平和』が、基本的には機能しており、対立はさほど表面化しなかった。第三に、『宗教平和』が形骸化して、三信仰派鼎立の形の信仰告白体制化が進展した一五八〇年代から一六二〇年代まで。そして、三十年戦争とその帰結である『ウェストファールの講和』を経て、信仰告白体制化が完結し、そのなかから、それへの対抗現象として、宗教平和論 *Trennk* をはじめとする信仰告白に固執しない心性が発展していく一六三〇年代から遠く十八世紀にまで至る時期である。

以上の時期を通じて、カトリック派とプロテスタント派の併存体制を維持していたアウクスブルクは、シリングの視座に立てば、些か変則的な対象であるかに思われる。彼の視座のなかに、アウクスブルクの事情は、いかに位置づけられるのか、そして、反対に、後者は、前者の妥当性に対して問題提起をなすことができるのか、これが、本稿の基本的な課題となる。

① H. Schilling, *Die Konfessionalisierung im Reich, Religöser und Gesellschaftlicher Wandel in Deutschland zwischen 1550 und 1620, Historische Zeitschrift* 246, 1988.

② この時代のドイツ史に対する評言として、他に、「長い退屈な十六世紀」*das lange 16. Jahrhundert*、「味気のない時代」*eine fade Periode* などがある。しかし、ドイツでは、近年、未だ全体的な方向付けを欠くとはいえ、この時代を対象としたモノグラフが増大しつつある。Ependa, s. 3f.

一方、わが国における事情については、R・シュトゥベリヒ、

森田安一訳『ドイツ宗教改革史研究』ヨルダン社、一九八四の訳者に  
よる詳解な研究案内、西川正雄編『ドイツ史研究入門』東京大学出版  
会、一九八四の当該箇所などが示しているように、この時代のドイツ  
史研究の方向付けはおろか、研究そのものが希である。但し、中村賢  
二郎『宗教改革と国家』ミネルヴァ書房、一九七六年に取められた領  
邦教会制の確立に関する諸論文は、シリングと合致する判断を含んで  
いる。有賀弘『宗教改革とドイツ政治思想』東京大学出版会、一九六  
六は、この時代の政治思想を扱った貴重な研究であるが、その問題意  
識は、基本的に、シリングとは別のところにある。

③ Konfessionalisierung なる語の概念を適切に表現する訳語は、他に  
にも可能であろうが、ここでは、「信仰告白体制化」としておく。従  
来、この時代を特徴づける概念としては、「信仰告白（対立）の時代」  
konfessionelles Zeitalter、また、「信仰闘争の時代」Zeitalter der  
Glaubenskämpfe とづいた、より一般的な語句が用いられてきた。  
Vgl. E. W. Zeeden, *Das Zeitalter der Glaubenskämpfe*, München  
1973, u. M. Heckel, *Deutschland im konfessionellen Zeitalter*,  
Göttingen 1983.

## 一 帝国法としての『アウクスブルクの宗教平和』

十六世紀の中葉から一六四八年の『ウェストファールンの講和』締結に至る時期に、神聖ローマ帝国であるドイツの信仰体制と政治体制を規定し、保障していた最も基本的な枠組は、帝国法としての『アウクスブルクの宗教平和』<sup>①</sup> der Augsburger Religionsfriede であった。これは、一五五五年のアウクスブルク帝国議会の議決として成立した。本章では、『宗教平和』の内容とその適用の実際を検討することによって、この期間の帝国内におけるアウクスブルク、そして、帝国都市一般を取りまく法制上の諸条件を確認する。

十七世紀の教会法学者シユテフアニ Johann Stephani の評言「支配者の宗教、その支配地に行われる」*cujus regio, eius religio* によって知られるように、<sup>②</sup> 『宗教平和』の原則は、領邦君主の随時の「信仰選択権」*ius reformandi* である。しかし、『宗教平和』の内容を、<sup>③</sup> ここでの関心に従いながら、立ちいって整理すれば、次の通りである。

(1) 領邦君主などの帝国諸身分は、随時の信仰選択権を持つ。(第三条と第四条)<sup>④</sup>

帝国諸身分の者は、他の「帝国諸身分のいかなる者に対しても、「プロテスタント派の」アウクスブルク信仰告白とその教義、宗教、信仰のゆえに、暴力的な行為をなしたり、損害を与えたり、迫害を行ってはならない。……そうではなく、彼の宗教、信仰、教会慣行、規定、そして儀式を、また、彼の動産、不動産、領地、領民、支配権、公権、統治権、そして裁判権を、確実にかつ平和的に、保全させねばならない。」<sup>⑤</sup>

この条文に続いて、同趣旨の表現で、反対に、プロテスタント派の帝国諸身分も、カトリック派のそれに対して、同様

の権利尊重を行うべきことが規定される。そして、以上の規定は、彼らの教会慣行などが、「彼らの侯領、領邦、領地で、確立されている場合にも、また、改めて確立される場合にも」、有効である。⑦ 但し、この規定には、いくつかの制限と補足の条項が付随している。まず、司教などの帝国諸身分の聖職者の領邦は、無条件にカトリック派に留まらねばならない。⑧ いわゆる「聖職者留保」*der geistliche Vorbehalt* 条項である(第六条)。次に、帝国騎士身分 *Reichritterschaft* も、帝国諸身分の諸侯と同じ信仰選択権を与えられる(第十三条)。また、帝国諸身分に服属する領邦諸身分、領民は信仰選択権を持たないが、彼らは、現在の地位と権利の保証を放棄し、また、慣習的な移住のための税を支払った上で、自らの信仰告白と合致する帝国諸身分の領地に移住することができる(第十一条)。

(2)しかし、選択の対象となるのは、カトリック派信仰と、一五三〇年の『アウクスブルク信仰告白』*Confessio Augustana* を奉ずる(ルター派の)プロテスタント派信仰のどちらかであり、その「二宗教のいずれにも属しないあらゆる人々」は、この平和に容れられておらず、厳格に排除されている(第五条)。従って、再洗礼派などの諸セクトは非合法下に置かれたままである。但し、カルヴァン派については、ドイツでは、それが領邦君主と結びついた形で台頭してきた事情があり、彼らは、とりあえず、一五六一年のナウムブルクにおけるプロテスタント派諸侯会議で、「アウクスブルク信仰告白同族者」として承認された。⑨ その後、彼らは、再三にわたり、カトリック派からの異議申し立てを受けながらも、事実上は、容認されて、『ウェストファールの講和』による公認に至る。

(3)『宗教平和』は、いかなる事由によっても、改訂の対象とならず(第十六条)、また、過去と将来のあらゆる決定、法に対する優位権 *Vorrang*、及び、『宗教平和』と矛盾する内容をもつそれらに対する廃止権 *Derogation* を持つ(第十五条)。(4)帝室裁判所 *Reichskammergericht* は、『宗教平和』をめぐる訴訟、紛争を審理、裁定する(第十八条)。

(5)さて、以上のような構成のなかで、帝国都市の処遇は、第十四条で規定されている。全文は、次の通りである。

「多くの自由・帝国都市では、これまで、二宗教、即ち、余の旧教」『宗教平和』の発布者であるドイツ王フェルディナントの

奉じるカトリック派信仰」とアウクスブルク信仰告白派の宗教とが行われ、用いられてきた。これらの都市では、これら〔二宗教〕は、今後も、存続され、維持されねばならない。そして、当該の自由<sup>11</sup>帝国都市の市民、及び、その他の居住民は、聖職者であるか、俗人であるかを問わずに、平和的に、そして、平穩に、共存して居住する。そして、二宗教のいずれの派も、他方の教会慣行や儀式を廃止させたり、あるいは、それらのうちの自らのものを、〔他方に〕強制しようとしてはならない。そうではなく、二宗教派は、各自、この平和に従って、他方に対して、彼らの宗教、信仰、教会慣行、規定、そして儀式、また、彼らの財産、そして、二宗教派の帝国諸身分の場合について、すでに〔第三条と第四条で〕規定され、決定されたその他のあらゆるものを、平穩に、友好的に、承認してやらねばならない。<sup>10</sup>」

ここで明言されているのは、これまで二信仰派が「行われ、用いられてきた」帝国都市は、今後も、その二信仰派の併存体制を維持しなければならないことだけである。そのような体制になかった都市については、何の言及もない。また、帝国都市の信仰選択権についても、それへの言及がないことから、その否定が間接的に解釈可能なのである。帝国都市も、法理論上は、聖俗の領邦君主や帝国騎士と同じく、帝国直属の身分であった以上、信仰選択権がこれに認められても、何ら不可解ではなかったし、また、否定される場合には、否定の一文があつて然るべきであった。この条項は、極めて、不十分かつ曖昧であるといわねばならない。<sup>11</sup>

第十四条が、そのような形で採択されたのは、理由がある。第一は、帝国内における帝国都市の当時の地位である。帝國議會で、帝国都市は、一四八七年以来、帝国都市會議 Reichsstädtekolleg を構成していたが、それは、選帝侯會議 Kurfürstenkolleg、諸侯會議 Fürstenkolleg とは異り、決議権をもたない諮問機関的な役割しか有しないと見做されていた<sup>12</sup>。ために、『宗教平和』の交渉時に、帝国都市は、自らの処遇という問題についても、さしたる影響力を行使することができなかつた。更に、当時、六十余りあったとされる帝国都市の大多数は、宗教改革を導入し、プロテスタント派化した<sup>13</sup>が、それらの多くは、一五四六年から翌年にかけてのシュマルカルデン戦争、五二年の諸侯戦争への参加に伴う莫大な戦

争経費と戦後の賠償金の重庄の下に、深刻な経済的困難に陥っていた<sup>②</sup>。その事情は、帝国内における帝国都市の地位の更なる低下を促進することになった。

第二の理由は、『宗教平和』の交渉過程で、帝国都市の処遇を決定する立場にあった諸侯たちの意向と利害である。次章で論述するように、シュマルカルデン戦争におけるプロテスタント派敗北の結果として発布された一五四八年の『仮信条協定』*Interim* は、宗教改革体制化していた都市に対して、カトリック派の復活と、プロテスタント派教義の強引な空洞化を要求していた。有力なプロテスタント派諸侯の領地が多かった北ドイツ地方の諸帝国都市は、これを黙殺することができたが、アウクスブルクを含めて、西南ドイツ地方の諸帝国都市は、皇帝カール五世の圧力の下に、『仮信条協定』の受諾を余儀なくされた<sup>③</sup>。更に、カールは、皇帝顧問官ハース Heinrich Has に命じて、プロテスタント派が優勢な西南ドイツの三十近くの都市のツunft支配の市制の廃止と、それにかわる都市貴族支配の市参事会樹立を強行させた<sup>④</sup>。こうして成立したこれらの都市のカトリック派復活の実情は、少数派のカトリック派住民と多数派のプロテスタント派住民の外部から強制された併存であり、また、前者による後者に対する不安定な政治的支配であった。そのような事情から、『宗教平和』作成の交渉時に、カトリック派諸侯は、『宗教平和』を用いて、これらの都市の現体制を確固、不動のものにすることを、帝国都市条項に対する第一の課題と考えていた<sup>⑤</sup>。

交渉の席上では、まず、一五五五年五月十七日の諸侯会議に、カトリック派諸侯が、上述の意図に基いて、帝国都市のうちで、「これまで、二宗教派が公に維持されていたところでは、今後、互いに、一方の派は、他方を存続させねばならない」という案文を提出したが、プロテスタント派はこれを拒否した<sup>⑥</sup>。その後の暫くの経過が明らかではないが、皇帝カールからドイツにおける皇帝大権を委譲されて、この帝国議會を司っていた彼の弟のドイツ王フェルディナントが、八月三十日に提示した『裁定書』*die königliche Resolution* には、再び、同様の案文が織りこまれていた<sup>⑦</sup>。そこで、プロテスタント派諸侯は、帝国都市だけについて、他の帝国諸身分の場合とは異なる「特別の措置を、この平和に追加すること

は、……不必要であり、また、余計なことである」と抗議し、また、帝国都市の代表たちも、この措置は明らかに不公平であり、都市が二宗教派の併存を甘受しなければならぬとすれば、「それは、都市共同体に、騷擾、喧噪、反目を惹きおこすことになるであろう」と、こぞって反対した。しかし、フェルディナントは、九月七日になって、帝国都市代表に対する個別的な説得に乗りだし、手はじめに、アウクスブルクの了承を得た後に、この条項を『宗教平和』に採用する決心を固めた。プロテスタント派諸侯も、ここに至り、交渉の駆け引き上、直接的には自らの利害と結びつかない帝国都市問題に固執することをやめてしまった。他の帝国都市も、次々と、抵抗を断念するなかで、シュトラスブルクだけが執拗な抗議を続けたが、九月二十五日に、『宗教平和』に本条項が採用された。その結果として残ったのが、カトリック派の都市や、もはや彼らの影響の及ばない都市に対する規定の欠如である。

ところで、一五四八年の『仮信条協定』から、五五年の『宗教平和』採択を経て、その後に至る時期における諸帝国都市の信仰体制の現実とその変化は、多様にして、しばしば、複雑であった。詳細は、個別的な都市史研究の網羅的な吟味を必要とするが、極く大雑把には、『宗教平和』成立の前後の時期に、(1)不完全な場合も含めて、カトリック派とプロテスタント派の併存体制にあった都市、(2)原則的に、プロテスタント派であった都市、(3)同様に、カトリック派であった都市の三タイプに区分することができる。

(1)『宗教平和』の前後の時期に二信仰派の併存体制にあった都市として、二十ほどを数えあげることができる。『宗教平和』の帝国都市条項が対象とするのは、このタイプの都市である。帝室裁判所の官庁が置かれていたシュパイヤー、宗教改革が導入されたが、在市の司教や修道院の影響を払拭できなかったウォルムス、ケンプトンなどの特別な条件の下にあった都市を除いて、そのほとんどは、上述のように、すでに宗教改革を制度化していたにもかかわらず、『仮信条協定』によって、二信仰派の併存を強制されていた都市であった。しかし、『宗教平和』を遵守する形で、三十年戦争の終結に至るまでその体制を維持したのは、アウクスブルクに、ビーベラハ、ラーフェンスブルク、ディンケルスビュールを加え



た四都市に、ほぼ限定される。ドナウヴェルト、ウルム、カウフボイレン、ロイトキルヒ、シュトラスブルク、エスリンゲン、シュヴェビッシェ・ハル、ミュンスタール・イム・ゲオルゲンタール、ヴァイセンブルク、ハイルブロン、リンダウなどの諸都市では、『宗教平和』成立の後に、漸次的に、カトリック派が廃絶に追いやられた。<sup>⑧</sup>そのとき、これらの都市は、『宗教平和』の条文に明記されていないとはいえ、否定されてもいない信仰選択権を、帝国直属の一員としての自明の権利であると主張して、帝室裁判所、帝国宮廷顧問会議 Reichshofrat、そして帝国議会で、しばしば、議論を喚起することになった。<sup>⑨</sup>また、その結果、カトリック派諸侯の武力介入を被った都市もでた。<sup>⑩</sup>

(2)この時期にプロテスタント派であった都市は大集団を成している。このタイプには、リュューベック、ハンブルク、ゴスラーなどの当初から『仮信条協定』をないがしろにすることができた北ドイツ諸都市と、一時的に、『仮信条協定』を受諾したものの、『宗教平和』成立の前に、早くもこれを放棄して、プロテスタント派に回帰していたフランクフルト、フリードベルク、ニュルンベルク、シュヴァインフルト、ローテンブルク・オブ・デア・タウバー、ヴィンツハイム、ロイトリンゲン、ギーンゲン、ポッフインゲン、ネルトリンゲン、ランダウなどがあった。<sup>⑪</sup>これらの都市に対する『宗教平和』の適用は、カトリック派の法解釈と意向はともかく、論理的には不可能であり、また、実質的にも見送られた。

(3)同様に、カトリック派であった都市は、比較的少ない。ケルン、シュヴェビッシェ・グミュント、ヴァンゲン、ロトヴァイル、プフリーンドルフ、ブーホホルン、ユーバリーニンゲンでは、宗教改革は遂に導入されず、たとえ、少数のプロテスタント派住民の活動がみられても、弾圧された。<sup>⑫</sup>しかし、ゴルマル、エッセン、ドルトムント、アーヘン、ハーゲナウ、アーレン、ミュールハウゼンでは、一五六〇年代以降に、宗教改革運動が起こり、プロテスタント派化するか、あるいは、彼らが許容された。<sup>⑬</sup>これらの都市についても、『宗教平和』は、論理上、対処の術を持たなかったが、信仰選択権をめぐる議論と紛争が生起した。

以上の概観から明らかになるように、『アウクスブルクの宗教平和』体制の下におけるアウクスブルクの立場は、微妙

であった。当市は、『宗教平和』の帝国都市条項が対象としていた都市のひとつであり、しかも、その後も一貫して、これを遵守し続けたという意味で、いわば当時の代表的な帝国都市と見做すこともできよう。しかし、他方で、『宗教平和』の帝国都市条項は、法規定として、極めて不十分な内容しか有しておらず、当時の帝国都市の圧倒的多数が、この条項の適用を免れ、あるいは、これに背を向けた事実を考えるならば、アウクスブルクは例外的な存在である。

① 『宗教平和』は、独立した条約文書ではなく、一五五五年のアウクスブルク帝国議会の議決のなかの信仰問題に関する箇条である。議決の全文一四四文節のうち、第七一三〇節がそれに該当する。本稿では、チキストとコトフ・K. Brandt, *Der Augsburger Religionsfriede vom 25. September 1555, Kritische Ausgabe des Textes*, Göttingen 1972: [以下「ARE」を略記]を用いる。なお、『宗教平和』の内容は諸問題については、本章の論述とともに、拙稿「アウクスブルクの宗教平和」をめぐる諸問題」『岡山大学教養部紀要』二三号、一九八七年及び二四号、一九八八年を参照。

② 『宗教平和』はドイツ語で書かれたが、条文中に、*cajus regio... nam latinum* 語の語句はなご。また、それに相当するラテン語の語句もなご。この語句の初出は、一六一二年に上梓されたシテフマニの書 *Institutiones juris canonici* の第三版であるが、すべび、一五五五年の帝国議會の交渉の場へ、代表団の間に、*“ubi nunc dominus, ibi una sit religio.”* なる類似の表現が行われた。Vgl. H. Tschle, *Der Augsburger Religionsfriede, Zeitschrift des historischen Vereins für Schwaben* 61, 1955, s. 331 ff.; L. Petry, *Der Augsburger Religionsfriede von 1555 und die Landesgeschichte, Blätter für deutsche Landesgeschichte* 93, 1957, s. 751 ff.; H. Bornkamm, *Der Augsburger Religionsfriede, ders., Das Jahrhundert der Reformation*, Göttingen 1966, s. 249.

③ 以下にとりあげる規定の外に、重要なそれとして、教会財産の没収(第七、九条)、異端審問の停止(第八條)があるが、省略する。前掲の拙稿を参照。

④ もちろん、原文には、第X条と、X条項区分の見出しはなご。本稿で用いる条項区分は、フランディによる。その他の区分方法もあるが、近年は、専らこれが用いられている。Vgl. E. Walter, *Religionsverträge des 16. Jahrhunderts I, Historisches Seminar der Universität Bern* (Ursg.), *Quellen zur neueren Geschichte* 7, Bern 1946, s. 41 ff.

- ⑤ ARF, s. 36 f.
- ⑥ ARF, s. 37 f.
- ⑦ ARF, s. 37.
- ⑧ ARF, s. 40 ff.
- ⑨ ARF, s. 48 ff.
- ⑩ ARF, s. 46 f.
- ⑪ ARF, s. 38 f.
- ⑫ Heckel, a. a. O., s. 77 ff. u. s. 82 ff.; Zeeden, a. a. O., s. 56 f.
- ⑬ ARF, s. 50 f.
- ⑭ ARF, s. 50 f.
- ⑮ ARF, s. 50; Vgl. Heckel, a. a. O., s. 48.
- ⑯ ARF, s. 51 f. 以下「後述のラテン語『宗教平和』の規定」曖昧な点が多かったこと、帝室裁判所が有効な執行権を持たなかったこと

と、『宗教平和』をめぐる訴訟の判断は、帝室裁判所が専一的に行うとは明記されていないために、訴訟が帝國宮廷顧問會議や帝國議會にも持ちこまれたこと、などのためだ。帝室裁判所の活動は次第に制限された。Vgl. H. Rabe, *Der Augsburgner Religionsfriede und das Reichskammergericht 1555-1600*, ders. (Hrsg.), *Festgabe für Ernst Walter Zeeden*, München 1976, s. 270 ff.; Heckel, a. a. O., s. 93 ff.; Zeeden, a. a. O., s. 62 ff.

⑩ 『宗教平和』の条文中には、カトリック信仰を指して「旧教 alte religion」なる語が、しばしば用いられる。『宗教平和』の発布者は、カトリック派のドイーン王マルティニャントであるのべ、この語は、蔑称ではなく、また、必ずしも、歴史研究者の造語ではないこととなる。しかし、「新教」なる語は、条文中に見当らぬ。

⑪ ARF, s. 44 f.

⑫ 第一八条にもみられるように、『宗教平和』の規定は、多くの曖昧な部分をもつが、それは、条文作成交渉に携わった人々が、起り得る事態に対するあらかじめの配慮ではなく、個々の既成事実の確認を、その第一の目的としていたことが関係している。そのような傾向は、他に、第五、六、七、九条に著しい。『宗教平和』は、特定の理念や原理に基づく規定ではなく、徹底して、政治的妥協の産物である。Vgl. K. Brandt, *Passauer Vertrag und Augsburgner Religionsfriede, Historische Zeitschrift* 95, 1905, s. 207 ff.; Heckel, a. a. O., s. 45 ff.; Zeeden, a. a. O., s. 42 f.

⑬ N. Paulus, *Religionsfreiheit und Augsburgner Religionsfriede*, H. Lutz(Hrsg.), *Zur Geschichte der Toleranz und Religionsfreiheit*, Darmstadt 1977, s. 37; Tüchle, a. a. O., s. 333. また、中村賢二郎、倉塚平編『宗教改革と都市』刀水書房一九八三年、三四頁を参照。

⑭ B. Moeller, *Reichsstadt und Reformation*, Göttersloh 1962, s. 9,

⑮ 中村、倉塚、前掲書、四六頁。

⑯ Heckel, a. a. O., s. 73. 中村、倉塚、前掲書、四七頁以降。

⑰ Vgl. E. Naujoks, *Kaiser Karl V und die Zunftverfassung*, Stuttgart 1985, s. 169 ff.

⑱ Tüchle, a. a. O., s. 333 f.

⑲ Paulus, a. a. O., s. 37.

⑳ Ebenda, s. 38.

㉑ Ebenda, s. 38.

㉒ もちろん、厳密を期すと、このような分類では整理しがたい都市もある。なお、『宗教平和』は、都市の現状を変更させるような新たな規定をなさなかったし、また、これに対する都市側の積極的な対応も生まれなかったので、帝國都市の信仰体制の変動という視点に立つかぎり、一五五五年は特別の意味を持たない。前掲の拙稿、一〇三七頁以降を参照。

㉓ Petty, a. a. O., s. 164 ff. シュナイヤーは、帝室裁判所の官庁が置かれていた関係で、二信仰派が認められていた。イズニーでは、一五三一年の宗教改革公認以来、市壁内地区がプロテスタント派、修道院を中心とする郊外市地区 Klostervorstadt がカトリック派であり、テンテンビは、旧市地区 Altstadt がプロテスタント派、新市地区 Neustadt (修道院市地区 Stiftstadt) がカトリック派であった。

㉔ Petty, a. a. O., s. 160; Heckel, a. a. O., s. 73. ホスリンゲンは一五六七年に、ウルムは一五三九年に、カトリック派を廃止した。

㉕ 本章の註⑩を参照。

㉖ ヲナウヴホルトは、そのカトリック派廃絶政策のために、一六〇七年に、帝國追放の判決を受け、その執行を引きうけた、ハイエルンによって武力占領された後、一六〇九年にその領邦都市となった。Vgl. Heckel, a. a. O., s. 109 ff.; Zeeden, a. a. O., s. 62 f.

③ Heckel, a. a. O., s. 73.

④ K. V. Greyerz, *The Late City Reformation in Germany*, Wiesbaden 1980, s. 1 ff.

⑤ Ebnada, s. 12 ff. ヴルベールは一五七五年に、エッセンは六三年に、ドルトムントは七〇年に、アーレンは七五年に、宗教改革を導入した。

アーヘンは、一五七四年に宗教改革を導入したが、九八年に、『宗教

平和』違反の罪で、帝国追放判決を受け、スペイン軍の武力介入の下に、再度、カトリック派化された。ミュールハウゼンは、一五二〇年代に、ミュンツァーの影響下に宗教改革を導入したが、農民戦争の敗北によってカトリック派化された後、六六年に、再度、宗教改革を導入した。

## 二 信仰体制と政治体制の変遷

次に、アウクスブルクの二信仰派併存体制の成立とその変遷の過程を、信仰体制と、都市政府を構成する市参事会の体制に注目しながら、概観する。対象となるのは、一五三四年の宗教改革の公認から、一六四八年の『ウエストファールンの講和』締結までの一世紀余りであるが、その時期区分の指標として、この期間に幾度か行われたこれらの体制の制度的変更の時を用いるのが、論述を明解にすると考えられる。それは、大きく四期に区分される。

### (1) 宗教改革期 一五三四年七月—一五四八年八月

宗教改革前後の時期の市参事会体制は、基本的には、一三六八年に確立されたそれであった<sup>①</sup>。それは、市参事会(小市参事会 *Kleiner Rat*)と拡大市参事会 *Großer Rat* と<sup>②</sup>、ツンフトの代表が多数派を占める、極端ではないにせよ、いわゆる「ツンフト支配」の体制であり、そのような体制の諸都市の例にもれず、市政府は必ずしも宗教改革運動に敵対的ではなかった<sup>③</sup>。しかし、市近郊に居所を構え、市内に教会関係の諸権利を有するアウクスブルク司教の存在、市内の商業資本家系と皇帝「ハプスブルク家との経済的結合、都市住民の内部におけるツヴィングリ派的傾向とルター派的それとの対立関係などが障害となって、当市で、宗教改革が市政府の公認を得たのは、一五三四年になってのことであった。かねてから、プロテスタント派住民の要求に基いて、シュトラスブルクのブーツァーに判断を仰いでいた市参事会は、都市政府

の宗教改革権を承認する回答を得て、七月七日、拡大市参事会にその最終決定を委託し、二十二日に、後者は、圧倒的多数の支持をもって、次の決定を採択した。<sup>③</sup> (i)七教会を除いて、市内のその他のすべての教会で、カトリック派の礼拝は禁止される。(ii)今後は、すべての教会の聖職者は、市参事会が任命する。(iii)市参事会任命の聖職者がいない教会、礼拝堂は閉鎖される。

この時点では、未だ、二信仰派が公認されていたことになるが、一五三七年一月十七日になって、拡大市参事会は、再び、圧倒的多数の支持で、(i)カトリック派の全面廃止、(ii)残存していた修道院を廃止して、その財産管理を市に委譲すること、(iii)聖職者は市民権を取得すること、を決定した。<sup>④</sup> その結果、活動と居住の場を失った多くのカトリック派聖職者が市外に亡命した。更に、同年、市政府は、プーツァーの助言に従い、七月十七日に、『教会規定』Kirchenordnungを、九月一日に、『風俗・治安規定』Zucht- und Polizeiordnungを作成して、発布した。<sup>⑤</sup> これにより、市政府の統制に従う宗教改革体制が、ほぼ実現した。

(2)二信仰派併存体制期 一五四八年八月—一六三一年八月

しかし、宗教改革体制は長くは続かなかつた。シュマルカルデン戦争に勝利を収めた皇帝カール五世は、一五四八年六月三十日に、カトリック派の全面的復活を前提とした上で、教義を大巾に「カトリック化」したプロテスタント派信仰を付加的に許容する内容をもつ『仮信条協定』<sup>⑥</sup>を、ドイツに発布するが、当時、皇帝の干渉下にあったアウクスブルク市政府は、それよりも早く、六月二十六日に、これの受諾をやむなしと決定した。<sup>⑦</sup> それに伴い、八月になると、市は、カール入市による直接的な介入によって、市参事会体制の、そして、アウクスブルク司教と市参事会との『復旧協定』Restitutionsvertrag 締結に基づいて、信仰体制の広汎な改変を余儀なくされ、ここに二信仰派の併存体制が現出する。

一五四八年八月三日に、カールの通達に従って、従来の「ツンフト支配」の市参事会に代わって、「都市貴族支配」のそれが樹立された。その主要な変更点は、次の通りである。<sup>⑧</sup> (i)市参事会(小市参事会)で、都市貴族が圧倒的多数を占める。

彼らは、従来の定員数六十八名中の十二名から、新定員数四十一名中の三十一名へと増加し、反対に、ツンフト代表は、従来の多数派から、僅か六名へと減少した。しかも、ツンフト解散に伴い、彼らは、今後は「住民」*Gemein* 代表となる。(ii)市参事会員で構成される市政府内の主要な執行職も、都市貴族が独占する。市長に該当する新設の二名の都市顧問 *Stadtpfleger*、都市顧問とその補佐役 *Zusätze* 五名の計七名から成り、市参事会に対して重要事項を優先的に審議する枢密顧問会議 *Geheimer Rat*、従来の市長格であり、今後は、都市顧問を補助する役割に格下げされた六名の都市代表 *Bürgermeister*、三名の施設・財政部代表 *Baumeister* が、それである。(iii)但し、市参事会の諮問機能的な役割の拡大市参事会では、都市貴族は、議席を増加させたとはいえ、引き続き少数派に留まっている。(iv)ツンフトは解散させられ、今後は、彼らは市政府の統制の下に商業活動だけを行う団体となる。

但し、この体制は、一五五五年に、市政府による皇帝への請願が叶えられて、僅かな変更をうけた。即ち、(i)に関して、都市貴族の議席数三十一はそのままに、市参事会の定員が、四名増加されて、四十五名となること、(ii)に関して、都市代表六名中の三名が、都市貴族以外の階層に割りあてられることである。<sup>⑨</sup>

また、一五四八年八月二日に締結されたアウクスブルク司教オットー *Otto Truchseß von Waldburg* と市政府との間の『復旧協定』に基いて、八月中に、市内に二信仰派の併存体制が成立した。その体制の要点は、次の通りである。<sup>⑩</sup>(i)『仮信条協定』に定められた形式の礼拝を行うという名目の下に、聖アンナ教会、洗足修道会教会、聖ヤコブ教会、スピタル教会の四教会、そして、聖ウルリヒ、聖ゲオルク、聖十字架の各教会にそれぞれ付随する三礼拝堂の合計七教会堂が、プロテスタント派に、一方、ドームと呼ばれる聖マリア教会、聖ヨハネ教会、聖カタリナ教会、ドミニコ修道会教会、聖ウルリヒ教会、聖ゲオルク教会、聖十字架教会、聖シュテファン教会、聖ウルスラ教会、及び他のすべての礼拝堂が、カトリック派に割りあてられる。(ii)宗教改革の制度化に伴って設置されていた都市婚姻裁判所 *Städtisches Ehegericht* は廃止される。(iii)カトリック派の聖職者は、市民権を返還し、今後は、司教の裁判権に服属するとともに、市内での自由な活

動を保障される。

以上のような都市貴族による市参事会支配と、その下における二信仰派併存体制は、その後、一五五二年の一時的な中断と、五五年の小修正を経るが、すでに三十年戦争がはじまっていた一六三一年まで継承された。その期間に、市政府は、これを保全するために、対外的には、皇帝への忠誠と信仰告白問題への不介入を基本方針とした外交を堅持した。しかし、その八十余年間は、決して泰平無事というわけではなかった。一五五一年八月のアウクスブルク帝国議会の際に、皇帝顧問官グランヴェール Antoine Perrenot de Granvelle によって、プロテスタント派聖職者が、暫時の期間、市外に追放された<sup>⑪</sup>。五二年の諸侯戦争時には、プロテスタント派諸侯軍の市占領により、三ヶ月間だけ、プロテスタント派の市参事会と信仰体制が成立した<sup>⑫</sup>。その後、暫くの安定期にはいるが、一五七〇年代後半から、イエズス修道会活動の積極化によって、市内に、時折、緊張関係が生じた。特に、八二年から八四年にかけての同修道会によるコレージュとギムナジウム、そして聖サルヴァートル教会の創立は、二信仰派の感情対立を尖鋭化させたが、大事には至らなかった<sup>⑬</sup>。また、それと相前後して、八三年から、グレゴリウス暦の採用をめぐる信仰派間の中傷事件が頻発し、やがて、これは、市政府をも巻きこんだプロテスタント派聖職者の任命権紛争に発展したが、九一年に調停が成立した<sup>⑭</sup>。

(3) 三十年戦争による動揺期 一六三一年九月—一六四九年三月

一六三一年になって、アウクスブルクは三十年戦争の渦中に巻きこまれ、市参事会体制と信仰体制は、外来勢力の干渉によって、市内の意向とは無関係に、二転、そして三転した。しかし、市政府の都市貴族支配そのものは動かなかった。

皇帝フェルディナント二世が戦況優勢のなかで発布した一六二九年三月の『復旧勅令』<sup>⑮</sup> Restitutionsedikt を根拠としたアウクスブルク司教ハインリヒ五世 Heinrich V von Kröningen の強引な要請に屈服して、三一年九月に、市では、カトリック派による市参事会の単独支配と、全面的なカトリック派信仰体制が樹立された<sup>⑯</sup>。しかし、翌三二年四月二〇日には、スウェーデン王グスタフ・アドルフの軍勢の前に、市は無条件降伏を受け入れ、今度は、彼の指示の下に、プロテ

スタント派単独支配の市参事会と、全面的なプロテスタント派信仰体制が成立した。更に、三五年三月二八日には、將軍ガラス Mathias Gallas の率いる皇帝軍の進駐をうけた市は、『レオンブルク協定』に従って、再度、全面的なカトリック派体制へと反転した。<sup>⑧</sup> もちろん、この期間に、公的には承認されなくとも、実際には、市内では二信仰派の併存状態が続いていた。そして、市政府と住民は、機会ある度に、すでに定着、慣習化していた併存体制の復活を占領者たちに懇請したが、それが受けいれられるはずもなかった。<sup>⑨</sup>

(4) 『ウェストファーレンの講和』に基づく二信仰派併存体制期 一六四九年三月—

三十年戦争の非常事態のなかで崩壊した二信仰派併存体制は、戦争の終結とともに、従前より、より敵密化、徹底化された形で回復された。一六四八年十月の『ウェストファーレンの講和』の『オズナブリュック条約』<sup>⑩</sup>は、特に、アウクスブルクに対する項目を設けて、市の体制を、次のように規定し承認した。<sup>⑪</sup> (i) 二信仰派の市内併存 *simultaneum*。教会配分など信仰告白間の諸権益関係は、『講和』に定められた規準年 *das Normaljahr* である一六二四年の状況、<sup>⑫</sup> 即ち、当市では一六三一年まで継続していた体制のそれを踏襲する。 (ii) 公職の員数的平等 *numerische Parität*。市参事会の議席をはじめとする市のあらゆる公的職務は、二信仰派の間で、平等に分配される。その際、市参事会と枢密顧問会議については、その定員数が、それぞれ、四十五名と七名の奇数であるので、便宜的に、カトリック派を一名の多数派とするが、プロテスタント派は、それによって不公平が生じうる場合には、その一名を交代制にする権利を留保する。また、その他のすべての奇数名職と一名職は、任期ごとの交代制、あるいは、当該の職と重要性において対応する別の職とあわせて平等分配、とする。 (iii) 信仰告白ごとの自律的決定権 *liber in parte*。教会、学校、婚姻などの信仰告白に関係する制度、事件については、当該の信仰告白の機関、メンバーが自律的に運営し、また、判断を下す。

以上にみたように、この期間に、アウクスブルクは、当初は、市外の政治勢力の強制の下に、しかし、後には、むしろ自発的に、『アウクスブルクの宗教平和』を遵守する形で、二信仰派併存体制の維持に努力を傾けた。



- ① F. Roth, *Augsburgs Reformationsgeschichte*, München 1974<sup>2</sup>, Bd. I, s. 1 ff. [以下「RG」略記] 一三六八年は、その重要な出来事の結果として、市政府体制が刷新された。
- ② Vgl. Moeller, a. a. O., s. 19 ff.
- ③ RG, Bd. II, s. 46 ff.; E. Sehling (Hrsg.), *Die evangelische Kirchenordnung des XVI. Jahrhunderts*, Bd. XII-2 Bayern, Tübingen 1963, s. 44 ff. 以下「石田正志『プロテスタント・メーヌ・メーヌの宗教改革』『青山学院女子短期大学紀要』一九八六年一五三頁以下を参照。
- ④ RG, Bd. II, s. 309 ff.; Sehling, a. a. O., s. 50 ff.
- ⑤ RG, Bd. II, s. 364 ff.
- ⑥ 『仮信条協定』は、二六条から成る。プロテスタント派の教義のうち、聖職者の結婚と俗人聖杯（いずれも二六条）は認められたが、他の条項は、彼らによって受け入れがたい内容であった。義説（四条）サクラメント（一四―二二条）ミサ（二二―二五条）についての規定は、カトリック派の解釈の僅かな緩和にすぎず、また、洗礼における聖油使用、聖職者の法衣着用、カトリック派の祝祭日の遵守（いずれも二六条）などは、以前からプロテスタント派が告発していた項目であった。Vgl. RG, Bd. IV, s. 159 ff.
- ⑦ RG, Bd. IV, s. 111 ff. プロテスタント派の聖職者たちは、これに強く反対したが、結局、辞職して市外退去した者と譲歩する者とに分裂した。
- ⑧ RG, Bd. IV, s. 178 ff.
- ⑨ P. Warmbrunn, *Zwei Konfessionen in einer Stadt*, Wiesbaden 1983, s. 113 f. [以下「ZK」略記]
- ⑩ ZK RG, Bd. IV, s. 170 ff.
- ⑪ RG, Bd. IV, s. 292 ff.
- ⑫ RG, Bd. IV, s. 413 ff.
- ⑬ D. Blaufuß, Das Verhältnis der Konfessionen in Augsburg 1555 bis 1648, *Jahrbuch des Vereins für Augsburger Bistumsgeschichte* 10, 1976, s. 28 ff.
- ⑭ F. Kaltenbrunner, Der Augsburger Kalenderstreit *Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung* 1, 1880, s. 497 ff.; F. Stieve, Zur Geschichte des Augsburger Kalenderstreits und des Reichstags von 1594, *Zeitschrift des historischen Vereins für Schwaben und Neuburg* 7, 1880, s. 157 ff.
- ⑮ 『復旧勅令』は、一五五二年以降に没収されたあらゆる教会財産の無条件回復、帝國諸身分の高級聖職者に服属する領邦諸身分の信仰選択権を承認した『フェルディナント王の宣言』文書の無効化、アウクスブルク信仰告白派の一員として黙認されていたカルヴァン派の非法化など、『宗教平和』をカトリック派の立場で解釈し、その実行を命令する内容をもつ。アウクスブルクの二信仰派併存体制は、『宗教平和』違反ではないにもかかわらず、『復旧勅令』に基づくカトリック派の攻勢の余波をうけて、市はカトリック派化された。Vgl. Heltzel, a. a. O., s. 145 ff.; M. Ritter, Der Ursprung des Resettitionsskizts, *Historische Zeitschrift* 76, 1895, s. 62 ff. 以下「前掲の拙稿の関連箇所を参照。
- ⑯ Blaufuß, a. a. O., s. 38 f.
- ⑰ Ebenda, s. 39 ff.
- ⑱ Ebenda, s. 41 f.
- ⑲ Ebenda, s. 43 f.
- ⑳ 通例として、一六四八年十月二四日に締結された対フランス講和である『ウエーンスタール条約』と同日に締結された対スウェーデン講和である『オクスブルク条約』とをあわせて、『ウエーンスタール条約』

の諱和」と呼ぶ。周知のように、フランス、スウェーデンなどに対する領土確定、スイスの独立承認、帝国内の領邦君主に対する「国際法的主権」の承認など、内容は多岐にわたるが、帝国内の信仰対立問題は、『オズナブリュック条約』に定められている。一五五五年の『宗教平和』に基づいて、皇帝と帝国は信仰対立問題の仲裁機関であること、そのために、帝国機関の構成は二信仰派併存とし、その決定は、多数決ではなく、二信仰派の一致に基づくこと、領邦君主の信仰選択権原則

### 三 都市住民間の信仰告白分布

以下の諸章では、二信仰派併存体制下のアウクスブルク市内の実情を検討する。まず、本章では、都市住民間の信仰告白の分布を定量的な側面から考察する。しかしながら、それは、前近代初期までの時代に関する歴史研究の宿命として、常に、おおよその数値をもって実情を推定することで満足しなければならない。

アウクスブルクの都市住民人口についての言及は数多い。十九世紀末のプフの研究は、一四九八年までの市の人口を約二〇、〇〇〇、一五五四年で約三二、〇〇〇、一六〇四年で約四〇、〇〇〇としている。これは、各時期の納税義務者数に、経験的に策定した指数三・七五をかけた値であり、その方法は、今日でも、一定の説得力をもつように思われる。また、彼は、市の人口は、中世末から一六〇四年まで増大を続け、その後、一六一八年まで停滞状態を保つが、三十年戦争時に大きく減少したと、その時代的変動を推定している。近年の研究として、ヤーン<sup>②</sup>の算定は、十五世紀末で約一八、〇〇〇人、一六一八年で約三五、〇〇〇人とした上で、一六一八年までは増大傾向を辿ったが、三十年戦争時には、一時的に、その六割にまで減少したと説明している。ブレンディンガー<sup>③</sup>は、一六一八年の人口を三二、〇〇〇から三四、〇〇〇として<sup>④</sup>いる。また、レックの最新の算定によれば、一六一八年の人口は四〇、〇〇〇を越えていたが、戦争期間中の三五年には一六、〇〇〇、四五年には二〇、〇〇〇程度に減少したという。これらの数値の些か恣意的な平均計算ではある

は、今後は、規準年として定められた一六二四年の状況に基いて適用すること、カルヴァン派をアウクスブルク信仰告白派の信仰同族者として承認することなどが、確認された。これにより、『宗教平和』が抱えていた多くの不明確な論点が、とりあえず除去された。Vgl. Zeeden, a. a. O., s. 114 ff.

② ZK, s. 181 f.

③ 本章の註②を参照。

が、ここでは、市の人口は、十五世紀末に二〇、〇〇〇人弱、それから増大を続けて、一六一八年には三五、〇〇〇を越えるが、その後の三十年戦争期にはその半数近くまで減少したと判断しておきたい。<sup>⑤</sup>

次に、本稿の対象となる時期に、都市住民の絶対的な過半数がプロテスタント派であったことは、確実である。当市で活動した最初のイエズス修道会士カニシウス Petrus Canisius が、来市四年目の一五六三年に、市内の信仰状況について書いた報告によれば、カトリック派の住民数は全体の僅か十分の一であったという。もちろん、当時の彼の活動の困難さに由来する表現の誇張を斟酌しなければならないが、たとえ、そのためにこの数字を倍加するとしても、当時の人口約三二、〇〇〇の二割は六、四〇〇にしかならない。<sup>⑦</sup> アウクスブルク司教オットーも、一五五九年のカトリック派住民の人口を七、〇〇〇人とする書簡を残している。<sup>⑧</sup> また、市史を辿ると、その後、イエズス修道会の積極的な活動の成果として、市住民の間に、カトリック派への改宗の動きが生じたことがわかる。<sup>⑨</sup> シラーは、一五八三年のグレゴリウス暦採用紛争時のカトリック派を全住民の20%、一六一八年の三十年戦争勃発時のそれを27%、戦争期間中の三五年のそれを27%、四五年のそれを31%と算定している。従って、これも大まかな判断ではあるが、市内のカトリック派とプロテスタント派の人口比率は、宗教改革の導入から一五六〇年代までは、20%対80%、その後、徐々に前者が増大し、三十年戦争期には、30%対70%にまで推移したといえそうである。

さて、都市の全住民における信仰派比率が、そのまま、あらゆる社会階層を通じて貫徹されているとは考えがたい。次に、比較的、資料に恵まれている都市貴族階層に関する数値を検討することによって、階層の相違による信仰派比率の異同についての評価を得たい。なお、後述するように、当市は、十六世紀後半から十七世紀初頭にかけて、およそ五〇の都市貴族家系を擁していた。仮に、婦人と子供を含めて、一家系が十名から二十名とするならば、その人数は五〇〇名から一、〇〇〇名となる。これは、市の全人口の5%を決して越えない値である。

表Ⅰと表Ⅱは、シュテッテンとヴァルムブルンの研究<sup>⑩</sup>に基づいて作成した、十六世紀中葉から三十年戦争の終結までの期

表Ⅰ 都市貴族の家系数とその信仰告白

	全家系	カトリック派系の家系			プロテスタント派系の家系		
		カトリック派だけの家系	カトリック派が多数の家系		プロテスタント派だけの家系	プロテスタント派が多数の家系	
—1538年	8	5	2	3	3	2	1
1538年—	47	15	8	7	32	27	5
1555年—	50	15	8	7	35	30	5
1628年—	63	28	21	7	35	30	5
1632年—	77	28	21	7	49	44	5
1648年—	81	28	21	7	53	48	5

但し、表の期間における移住、後継者欠如などによる個別的な家系断絶については、確認できなかった。従って、特に、十七世紀にはいつてからの家系総数は、実際は、表の数値より少なかった可能性があるが、その時代については、本章の考察から除外される。

間における、それぞれ、都市貴族家系数とその信仰告白、及び、都市貴族出自の市参事会員の家系別個人数とその信仰告白である。都市貴族家系はこの期間に、延べ五回にわたって、メーラー Meier、そしてカオフロイテ Kauffente といわれる裕福な商人階層から補充されて、増大した。まず、一五三八年の時点で、旧来の都市貴族家は、移住や継承者欠如による断絶のために、僅か八家系にまで減少していた。<sup>⑩</sup>そこで、この年に、彼らに割りあてられていた市参事会議席を満たし、また、都市貴族階層全体の血統の活性化をはかるために、三九家の大幅な増員が行われた。次に、一五五五年に、同年に実施された市参事会制度の一部修正の一環として、三家系が追加された。<sup>⑪</sup>その後、二信仰派併存体制の期間中の変更はないが、三十年戦争による動揺期に二回、そして、一六四八年の『ウェストファールの講和』に基づく体制のために一回、増員が行われた。即ち、二八年に、『復旧勅令』に基づくカトリック派支配の市参事会樹立の準備として、カトリック派十三家系が、三二年に、グスタフ・アドルフ占領下のプロテスタント派支配の市参事会のために、プロテスタント派十四家系が、そして、四八年に、二信仰派員数平等の市参事会を成立させるために、四家系が追加された。<sup>⑫</sup>

表Ⅰから、まず、わかることは、市の住民全体についての比率より、幾分、接近しているとしても、やはり、プロテスタント派の家系が多数派を

アウクスブルク市の二信仰派併存体制（永田）

表Ⅱ 1548—1648年における市参事会員の家系別個人数とその信仰告白

	カトリック派の市参事会 員だけの家系		プロテスタント派の市参 事会員だけの 家系		二信仰派の市参事会員を擁する家 系	カトリ ック派 の個人 数	プロテ スタント派 の個人 数
		個人数		個人数			
1538年 以前か らの都 市貴族	Ilsung	8	Langenmantel vom Sparren	1	Rehlinger	28	3
			Ravensburger	1	Hörwart	14	2
					Welser	11	4
					Langenmantel vom Rad	6	4
1538年 の新都 市貴族	Fugger	13	Hainzel	7	Imhof	14	2
	Rembold	5	von Stetten	7	Walther	1	6
	Paumgartner	4	Lauinger	6	Peutinger	4	1
	Pfister	4	Stammmler	4	Reyhing	2	1
	Roth	2	Ulstatt	4			
	Mayr	2	Vöhlin	3			
			Endorfer	2			
			Sultzer	2			
			Honold	1			
			Rudolf	1			
1555年 の新都 市貴族			Schlüsselfelder	1			
1628年 の新都 市貴族	Fesenmayr	2					
	Schellenberger	2					
	Bechler	1					
	Zech	1					
1632年 の新都 市貴族			Österreicher	3			
			Buroner	2			
			Hoser	2			
			Bimmel	1			
			Furtenbach	1			
			Hainhofer	1			
			Hopfer	1			
			Scheler	1			
			Steininger	1			
			Stenglin	1			
		Thenn	1				
1648年 の新都 市貴族			Weiß	1			
			Zöbel	1			

占めることである。二信仰派併存体制が維持されていた一五四八年から一六二八年までの時期を対象とするならば、プロテスタント派が三五家（一五五五年までは三二家<sup>⑧</sup>）で、十五家のカトリック派を圧倒している。これは、宗教改革体制の下で登用されたために、カトリック派十家系に、プロテスタント派二九家系という対比を示す一五三八年の新しい家系が、当時の全家系のなかで、ほぼ八割（五〇家系中、三九）を占めるといふ事情が大きく影響している。しかし、三八年以前からの都市貴族についても、カトリック派五家系に対して、プロテスタント派も三家系あり、必ずしも、旧来の家系が宗教改革の反対派であったとはいえない。

次に、表Ⅰと表Ⅱで興味深いのは、一般に、家門内での統一性が要求されると思われる都市貴族家系にもかかわらず、当市では、双方の信仰告白の個人を抱える家系が、少なからずあったことである。やはり、一六二八年以降に登用された家系を除外して考えねばならないが、まず、二信仰派を擁する家系は、全家系五〇のほぼ四分の一にあたる十二家を数える。そのうち、四分の三にあたる八家系は、双方の信仰派の市参事会員を輩出させている。また、この数字は、市参事会員を擁した全家系のほぼ三割にあたる。これらの比率は、双方の信仰派を擁する都市貴族家系は、決して例外的な存在ではなかったこと、そして、そのような家系の多くでは、双方の信仰派の個人が、ともに、その家系を代表する地位を占めていたことを示しているといえよう。しかも、これらの家系は、市の社会的、経済的活動の分野においても、しばしば、市を代表する有力な立場にあった。一五四八年から一六四九年の期間に、カトリック派の市参事会員を十一名、プロテスタント派のそれを四名、輩出させたヴェルザー Welsler 家は、周知のように、フッガー家と並ぶ大商業資本であり、ニュルンベルク、ウルム、ラーフェンスブルクの都市貴族階層にも、同族の存在が知られている。<sup>⑨</sup>同様に、六名と四名の市参事会員を擁したランゲンマンテル・フォーム・ラート Langenmantel vom Rad 家は、十四世紀以来の旧家であり、十六世紀においても、数多くの教育、社会福祉施設の基金を提供していた。<sup>⑩</sup>

ところで、すでに述べたように、アウクスブルクでは、一五四八年以来、市参事会員の定員数四五（五五五年までは、四一）

表Ⅲ 1548—1649年における市参事会員の信仰告白

年次	カトリック派	プロテスタント派	年次	カトリック派	プロテスタント派
1548	20	21	1572—73	23	22
			1574	25	20
1556—57	23	22	1575—79	24	21
1558	22	23	1580—82	25	20
1559	23	22	1583—97	26	19
1560	24	21	1598	27	18
1561	25	20	—1628		
1562	27	18	1629—30	29	16
1563	26	19	1631	39	0
1564—65	25	20	1632—35	0	45
1566—67	24	21	1635—48	37	0
1568—69	23	22	1649	23	22
1570—71	22	23			

併し、1631年、及び、1635—48年は、人材不足による欠員がある。

のうち、三分の二を越える三一が、都市貴族階層の手中にあり、更に、市の権力中枢にあたる主要な執行職は、そのほとんどが、彼らによって占められていた。それでは、都市政府内の信仰派比率は、全住民のそれ、また、都市貴族階層のそれと異った傾向を示すであろうか。ひとつの回答を与えてくれるのが、一五四八年、及び、一五五五年から一六四九年までの期間における市参事会員の信仰告白分布を表Ⅲである。ここでも、一六三一年以降の単一信仰派支配の時期を除外して考えると、カトリック派の割合が、全体として、僅かに大きく、また、年代とともに、徐々に上昇していくが、

いつの時期にも、決して、それは彼らの一方的な支配であったとはいえない。反対に、一五四八年、五八年、七〇年、七一年には、プロテスタント派が一名の多数派となっていた。しかしながら、主要な執行職における信仰派比率となると、カトリック派がプロテスタント派を大きく凌駕していたようである。それを確定するに十分な資料が不足しているが、二信仰派併存体制期の市参事会が成立した年である一五四八年のそれを示した表Ⅳは、示唆的である。本表によれば、カトリック派が圧倒的な多数派である。また、一見、奇異に映るプロテスタント派独占の二名の都市顧問についても、特別な意味はなかったようである。そのひとり②のL・ラーフェンスブルガー Leo Ravensburger は、むしろ「仮信条協定派」を称しており、皇帝側からは、「容易にカトリック派への改宗を行いうる」人物と見做されていた。いまひとりのM・ウルシュタット Marx Urstadt は、確信的なプロテスタント派であったが、一方で、皇帝への忠誠を表明していた。その後の年代の場合については、断片的

表Ⅳ 1548年の市政府主要執行職

		カトリック派	プロテスタント派
枢密顧問会議 Geheimer Rat	都市顧問 Stadtpfleger	0	2
	補佐役 Zusätze	4	1
都市代表 Bürgermeister		5	1
経理—施設部代表 Bauherren		3	0

ではあるが、一五六四年の枢密顧問会議、即ち、都市顧問二名とその補佐役五名は、いずれもカトリック派であったこと、プロテスタント派が市参事会で一名の多数派となつた一五七〇年と七一年のそれは、カトリック派六名とプロテスタント派一名で構成されていたことがわかっている。

本章の考察を要約すれば、次のように表現することができるだろう。二信仰派併存体制期のアウクスブルク市住民の圧倒的多数は、プロテスタント派であった。彼らの割合は、社会の上層に、また、市の権力中枢に向うほど、次第に小さくなる傾向を示すが、カトリック派が決定的に優勢であるのは、市の最も重要ないくつかの執行職においてだけであった。また、双方の信仰派の個人を擁する都市貴族家系の存在が示唆するように、市内における二信仰派間の関係は、必ずしも敵対的であつたとはいえない。

- ① A. Buß, *Augsburg in der Renaissancezeit*, Bamberg 1895, s. 13 f.  
一四九八年の納税義務者は五、三七一名、一五五四年は八、二四二名、一六〇四年は一〇、三八八名である。
- ② J. Jahn, Augsburgs Einwohnerzahl im 16. Jahrhundert, Ein statistischer Versuch, *Zeitschrift für bayerische Landgeschichte* 39-2, 1976, s. 380 ff.
- ③ F. Blendinger, Versuch einer Bestimmung der Mittelschicht in der Reichsstadt Augsburg vom Ende des 14. bis zum Anfang des 18. Jahrhunderts, E. Maschke u. J. Sydow (Hrsg.), *Städtische Mittelschichten*, Stuttgart 1972, s. 40.
- ④ Vgl. ZK, s. 135.
- ⑤ 247, F. Rösig, *Die europäische Stadt und die Kultur des Bürgertums im Mittelalter*, Göttingen 1964, F.レーリヤ、魚住昌良、小倉欣一訳『中世ヨーロッパ、都市と市民文化』創文社、一九七八年、市の人口を、十五世紀の段階で二万から一万八千と、また、今米陸郎『都市と市民』至誠堂、一九七三年は、十五世紀から十六世紀にかけての時期で、一万八千を越えることになつた。
- ⑥ "...cum deciplo quidem pluris haereticis quam catholicis Augustae reperitur." Vgl. ZK, s. 136.
- ⑦ ZK, s. 136.
- ⑧ ZK, s. 240. (一五五九年三月二九日付書簡)
- ⑨ 本稿の第四、五章を参照。



⑩ L. Schiller, *Das gegenseitige Verhältnis der Konfessionen in Augsburg im Zeitalter der Gegenreformation*, München 1923, s. 76.

⑪ ZK, s. 322 ff.

⑫ ZK, s. 323.

⑬ ZK, s. 322.

⑭ ZK, s. 324. 彼らは、古くから当市の都市貴族家系と多くの血縁関

係を保っていたニールンベルクのそれから、招聘された。

⑮ ZK, s. 324. 『復旧勅令』発布の前年のうちに、皇帝ニールディナン

ト二世の介入によって、このような措置がとられたが、市に、カトリ

ック派支配の市参事会が実現するのは、一六三二年になってのことである。

⑯ ZK, s. 324.

⑰ ZK, s. 324. 四家系とともプロテスタント派である。

⑱ 本稿の第二章を参照。

⑲ ZK, s. 333 ff.

⑳ ZK, s. 341 ff.

㉑ ZK, s. 110 f.

㉒ ZK, s. 133 f.

#### 四 聖ウルリヒ教会の施設共同使用

都市共同体の内部に複数の信仰告白が存在する場合には、信仰告白をめぐる利害対立が生じることは、回避しがたい。「宗教的寛容」の理念を、未だ知識人層の間においても、ほとんど認めることができず、むしろ、大多数の人々の思惟は、宗教改革運動によって、再び、活性化していた一共同体一信仰告白の觀念に拘束されていたとされる十六世紀<sup>①</sup>においては、その対立は、生活の様々な局面において発生し、また、容易に深刻な事態と化したはずである。本章では、カトリック派とプロテスタント派が、ひとつの教会施設を共同使用したために、しばしば、そのような困難に直面しなければならなかった聖ウルリヒ教会の場合を、年代を追って検討する。

一五四八年八月上旬に、アウクスブルクでは、『仮信条協定』の受諾に伴って、二信仰派の併存体制が成立した。そのとき、市内の新しい教会配分が取り決められ、聖ウルリヒ教会、聖ゲオルク教会、聖十字架教会の三教会施設で、共同使用が行われることになった。<sup>②</sup> 聖ウルリヒ教会の場合には、宗教改革以前の所有者であったベネディクトゥス修道会が、その主教会 *Hauptkirche* をはじめとする諸施設を回復したが、プロテスタント派も、主教会のすぐ傍に位置する説教会堂

Prädigthaus を自らの教区教会として使用する権利を得た。<sup>③</sup> 従って、双方の信仰派は、今後は、教会堂としては、それぞれ、独自の建物を有するが、活動に必要な鐘や時計などの諸設備を、共同で使用しなければならぬことになった。<sup>④</sup>

最初の対立は、ベネディクトゥス修道会が施設回復の祝典を催した直後の八月十四日に、早くも起こった。<sup>⑤</sup> この日に、プロテスタント派住民の請願をうけた市参事会は、修道院長ケ普林 Jakob Koplin に、次のような指示文書を送った。

「……〔条項、プロテスタント派の〕信徒代表 zeelphleger が、〔主〕教会堂内にある説教壇を取りはずし、そして、それを〔プロテスタント派の教会である〕説教教会堂に設置することを認めるべきである。条項、彼〔修道院長〕は、〔プロテスタント派住民が〕、従来通り、時を打って説教の時間を知らせることができるように、信徒代表が教会堂にはいる鐘をもつことに同意すべきである。……」<sup>⑥</sup>

しかし、ケ普林は、説教壇の移動は承諾したが、合鍵の譲り渡しには抵抗した。そこで、八月十八日に、プロテスタント派の信徒代表は、次のような形式の請願を、再度、市参事会に提出した。

「次のことが、導入され、確立されるように、市参事会の配慮を要請したい。即ち、従来の二名の寺男を解任し、兩信仰派 beide partheyen が承認し、そして、〔兩信仰派の〕諸用務を行う一名の新しい寺男を採用すること、また、他に説教の時を知らせる手段がないので、我々が鐘を打つことを、市参事会が修道院長に承諾させること、である。」<sup>⑦</sup>

この対立がどのように解決されたかは、確定できないが、その後の経過から推察して、修道院側は、ひとまず、プロテスタント派の要求を容れたようである。いずれにせよ、この事件以来、聖ウルリヒ教会の紛争は、カトリック派の修道院長とプロテスタント派の信徒代表の対立に、市政府が仲裁を試みるという形をとる。

一五五〇年にアウクスブルクで開催された帝国議會に際して、皇帝カールの子フェリペを警固して入市したスペイン軍兵士によって、騒擾がひきおこされた。八月十四日、プロテスタント派の夕刻の礼拝が終った後に、数名の修道士に先導されたスペイン軍兵士の一群が、説教教会堂に乱入し、破壊と略奪を行った。同時代の年代記者マイヤー Paul Hector Mair は、その様子を次のように書いている。

「……彼ら〔兵士たち〕は、説教壇と、人々が説教を聴くときに座る長椅子を破壊した。それから、彼らは、扉や窓を打ち破り、また、説教壇にかける布や、洗礼に用いる布を納めてあった長持や、貧しい人々のための献金箱と金庫を打ち毀した。その様子は、以前に、強風と天候不順のときに、暴徒たちが説教教堂を襲った場合と同じであった。こうして、説教教堂にあったあらゆるものが破壊され、外に投げだされた。……」<sup>④</sup>

それだけでなく、兵士たちは、修道士たちの喝采のなかで、すぐ近くにあったプロテスタント派牧師ダハザー Jakob Daehner の家も襲った。しかし、市政府側は、暴徒の制止を躊躇していた。結局、混乱は、皇帝側の司法官によって収められた。首謀者たちが逮捕されたが、数日で釈放された。また、損害をうけた説教教堂の修復が行われたが、その工事にも、小さな妨害やいやがらせ行為が続いた。<sup>⑤</sup>この事件は、教会施設の共同使用がはじまってから二年を経た時点で、人々の間に、とりわけ、従前の所有者側である修道士たちの間に、この制度に対する不満が燃り続けており、スペイン軍兵士の入市を契機として、それが爆発したことを物語っている。

その後、『アウクスブルクの宗教平和』の成立から、一五七〇年代までは、ドイツにおける信仰問題の諸情勢を反映してか、市内でも、比較的、平穏な時期が続いた。しかし、八二年のイエズス修道会の諸定住施設創設に向けて積極化した同修道会士たちによる市民の教化、改宗活動、<sup>⑥</sup>八三年にはじまるグレゴリウス暦採用紛争のために、一五八〇年代以降になると、カトリック派とプロテスタント派の争いが、次第に増加し、また、これまでに以上に感情的な展開を迎えるようになった。聖ウルリヒ教会に關しても、事情は同様であった。

一五八九年に、施設内の聖バルトロメウス礼拝堂 St. Bartholomäuskapelle の改装工事で、二信仰派の見解が対立した。説教教堂をプロテスタント派に提供していたとはいえ、十六世紀後半はアウクスブルクのベネディクトゥス修道会の繁栄期にあたり、当時、施設内では、カトリック派の有力市民の寄進や基金提供による活発な建築活動が行われていた。<sup>⑦</sup>

この年に、アントン・フッガーが、聖バルトロメウス礼拝堂に多くの常明燈を寄進することを申しでた。それらを堂内に

設置するためには、礼拝堂の天井を高くする改装工事の必要があったが、礼拝堂のすぐ傍には、説教会堂があり、後者の屋根が一部分、前者のそれを覆っていた。そのために、修道院側は説教会堂の屋根の改装を含めた工事計画をたてたが、これを聞きつけたプロテスタント派の信徒代表が、直ちに、計画撤回の要求を市参事会に提出した。これに対して、修道院長ケプリンは、寄進者のアントン・フッガーとともに、市参事会に抗弁の文書を送り、一五四八年の協定によれば、説教会堂は、プロテスタント派の使用するところにあつても、その所有権は修道院に属するのであり、工事施行に何らの問題も存在しないと、主張した。しかし、プロテスタント派は、その論拠に対して、説教会堂は、一四五七年に、「地域住民〔の集会決定〕に従つて、また、彼らの寄金によつて」、その聖具庫ともども、建立されたのであるから、それは、もともと、地域住民に属する施設であると、反論した<sup>⑭</sup>。その後の暫くの経過は不明であるが、一五九三年になつて、市参事会の調停が成立して、改装工事は、市政府雇用の職人たちを用いて、聖バルトロメウス礼拝堂については、修道院側の、また、説教会堂については、プロテスタント側の監督の下に施行されることになった<sup>⑮</sup>。

しかし、この紛争は、これまで曖昧なままに放置されていたが、二信仰派の共同使用にとつて決定的でもある建物と地所の所有権という問題を、表面に引きだしてしまつた。一五八九年以降、施設の各所で、所有権をめぐる対立が発生した。確認されるだけでも、一六〇二年には、聖バルトロメウス礼拝堂の床改装工事をめぐつて、一六〇三年から翌年にかけては、これも説教会堂に隣接する聖ヤコブ礼拝堂 St. Jakobskapelle の回廊に掲げてあつた聖ヤコブの画像の新装をめぐつて、一六〇四年には、クリストフ・フッガーが建立を願ひでた靈廟堂とその祭壇の建築をめぐつて、一六〇九年には、プロテスタント派が説教会堂の外装を改修したときに傷つけた玄関上方にある聖アフラの像の処置をめぐつて、二四年には、聖ヤコブ礼拝堂内の洗礼堂に通じる回廊の扉の開閉をめぐつて、二五年には、ペスト患者を看護する聖職者たちの宿舎を、聖ヤコブ礼拝堂の傍に新設しようとする修道院側の計画をめぐつて、二六年には、説教会堂の二階聖歌隊席に通じる外階段の更新工事をめぐつて、二信仰派の見解が対立し、中傷やいやがらせ行為が発生した。

しかし、とりわけ紛糾し、長期化したのは、説教会堂と修道院側の建物との間に位置するフライトホフ Freithof と呼ばれる中庭の使用をめぐる争いであった。一五九九年六月五日に、プロテスタント派の信徒代表は、次のような請願を市参事会に提出した。修道院長が、「ありとあらゆる種類の恥ずべき人々を混じえた多くの放浪の物乞い人たちを、フライトホフに招き入れただけでなく、また、これらの人々を保護し、扶養し、そして擁護した」ので、彼らは、そこを住み場所とするようになり、「遂には、そこは、犯罪、放蕩、不道徳、破廉知、そして瀆神の巢窟と化してしまった」と、<sup>②</sup>。しかも、プロテスタント派は、市参事会の回答を待たずに、一五二二年の『救貧規定』<sup>③</sup> Almosenordnung に従うという名分の下に、信徒代表のラウギンガー Narcis Lauginger の指揮によって、自らの手で放浪者たちを追いだしてしまった。これに対して、修道院側は、中庭の所有権は修道会に存するのであるから、プロテスタント派の行動は越権行為であると抗議した。しかし、プロテスタント派も、中庭とそれに続く菜園 Pfarrersgarten は、従来から「市民たちの中庭であり、また、神の菜園であった」と応酬した。<sup>④</sup>

翌一六〇〇年八月になって、市参事会の調停により、当座の措置として、放浪者たちは中庭から締めだされることになったが、双方に感情的なしこりが残ったようである。同年の九月十九日には、この中庭に関するカトリック派住民のいやがらせ行為について、プロテスタント派から、市参事会に苦情が持ちこまれた。それによれば、ベッカーガッセ通りに住むカトリック派住民マルガレート・コーレリン Margareth Kholerin なる者が、修道院側の同意を得て、「彼女の新大陸鳥 in indianisches Geflügel」を中庭で放し飼いにしているだけでなく、また、「この前の木曜日には、福音主義派の教会堂〔＝説教会堂〕で、夕刻の説教が行われていたときに、「中庭の」教会堂に面した方向に、これを追いたてて、説教を妨害しようとした。<sup>⑤</sup> この事件の他にも、一六二二年十月には、中庭で、二名の捨て子が発見され、彼らの養育義務について、二信仰派に市参事会を混じえた論争が生じた。<sup>⑥</sup>

結局、中庭をめぐる対立は、一六一六年四月十九日に成立した修道院と市参事会との次のような協定によって、一段落

した。

「聖ウルリヒ教会は、その福音主義派の信徒代表たちとともに、共同の経費負担によって、諸聖人礼拝堂と福音主義派の説教会堂との間に、「中庭を閉めざる」壁つきのアーチ回廊と、「中庭に通じる」門扉を、建築させる。そして、説教会堂側の人々の不便とならないように、その門扉の鍵を、兩信仰派で共有する。即ち、修道院の寺男は、聖アンジェリスの鐘に従って、夜間は、門扉を閉じ、朝になると、開けねばならない。他方、アウクスブルクの市参事会は、必要に応じて、市参事会が任命し、俸給を支払う人々を雇って、教会にとって何の役にも立たず、また、不道德の疑いのある放浪人たちを収監し、市外追放に処する権利を有する。」<sup>②</sup>

以上の内容の他に、今後、捨て子があった場合には、孤児養育院で保護することが決められた。ところが、その後も、修道院側は、中庭に通じる門扉を、一日中、閉じたままにしたので、翌一七年四月に、市政府の枢密顧問会議の指示に従って協定が修正され、プロテスタント側も、独自に合鍵を所有することになった。<sup>③</sup>しかし、この措置も、所有権の問題を放置していたので、根本的な解決のためには、今暫くの年月を必要とした。

その後、一六三一年から四八年までの期間は、三十年戦争による単一信仰派支配が続いたので、市内の信仰告白をめぐる利害対立と同様に、聖ウルリヒ教会をめぐる争いも中断された。三一年から翌年にかけてのカトリック派支配の時期には、プロテスタント派は説教会堂から締めだされてしまった。三二年から三五年のプロテスタント派支配の時期には、彼らはこれを回復した。その際、その他の施設は、市占領者のグスタフ・アドルフに忠誠誓約を行った修道士たちによって管理された。三五年から四八年のカトリック派支配の時期には、プロテスタント派は、再び、説教会堂から追放された。このような曲折を経た後に、戦争終結の一六四九年になって、プロテスタント派は、遂に、説教会堂とその「あらゆる付属施設」の所有権を確保するに至る。<sup>④</sup>

以上の経過は、二信仰併存体制の下に生活する人々の、この制度に対する感情、思惟、判断といったいわゆる彼らの心性を窺わせている。基本的に看取しうるのは、人々が、自らの信仰生活にとって最も重要な場所であるはずの教会を、

双方で共同使用しなければならぬという極めて苛酷な条件の下に生活したにもかかわらず、利害対立に際して、時に、中傷やいやがらせ行為などの感情表現を露わにすることはあっても、終始、市参事会を介して、相互に苦情を申し入れ、また、市参事会の裁定を尊重するという原則を崩さなかつた事実である。ほとんど唯一の騷擾となつた一五五〇年の事態は、外来勢力であるスペイン軍兵士の介在という事情からして、全体としてみれば、むしろ例外としなければならぬ。

① 近年における宗教改革史研究の基本的判断のひとつに、中世都市には、都市は神によって設立され、守護される完結した世界＝「聖なる共同体 *sakrale Gemeinschaft*」であるという観念があり、それが宗教改革思想によって活性化されたという考え方があつた。それは、当然、一都市一信仰告白を前提としてゐる。Vgl. Moeller, a. a. O., s. 12 ff. また、十六世紀ドイツの宗教的寛容思想は、主として、「宗教平和論 *Trennung*」といわれる性格のものである。それは、エラスムスをはじめとする人文主義者たちによって唱道されてゐた。アウクスブルクにも、K. Pentinger を筆頭として、人文主義的教養を備えた人物がいたが、少なくとも、市政に関して、宗教的寛容の理念が積極的に掲げられたことはなほ。

② エアフルトの聖マリヤ教会、フランチエヌコ修道会教会、ドミニクス修道会教会、ヒーンランの聖マルティン教会、ラーフェンズブルクのカルメル修道会教会など、二信仰派が公認されてゐた都市では、教会施設の共同使用が行われることがあつた。それらは、「この論述する聖ウルリヒ教会の場合のように、同一施設内の異なる建物を使用する場合が多いが、時刻をずらして同一の建物を共用する例もある。拙稿「エアフルトの宗教改革―ザクセンとマイニンツの狭間において―」中村、倉塚、前掲書、二〇九頁以降を参照。

③ RG, Bd. IV, s. 170 ff.

④ この体制は、連綿と続いて、現在も維持されてゐる。両教会堂は改

装をうけているが、空間的位置関係は、十六世紀のまゝである。Vgl. T. Breuer, *Angsburg*, München 1966, s. 21 ff. u. Bild 69.

⑤ この教会・修道院施設は、一五三七年の宗教改革制度により、プロテスタント派化した。そのとき、修道士たちはヴィッテルスバッハの同修道会に避難してゐた。今回の回復に際して、アウクスブルク司教のこの祝典に列席した。彼は、これを市内におけるカトリック派復権の示威行事にしようとしてゐた。Vgl. RG, Bd. II, s. 309 ff.

⑥ ZK, s. 231. 筆者未見であるが、原史料は *Stadarchiv Augsburg* 「*1547 SA*」と略記し、*Reichstadt, Ratshucher* (同様) *RR* と略記し *Nr. 22, fol. II / 44 r.*

⑦ ZK, s. 231, SA, RR, Nr. 22, fol. II / 47 v.

⑧ RG, Bd. IV, s. 305 ff.

⑨ ZK, s. 232. Vgl. C. Kramer-Schlette, *Vier Augsburg's Chronisten der Reformationszeit*, Lübeck 1970, s. 19 ff. u. s. 84 ff.

⑩ RG, Bd. IV, s. 383 ff.

⑪ Blaufuß, a. a. O., s. 28 ff. イエヌス修道会は、一五五九年六月の同会士カニシウスの来市以来、アウクスブルク司教の保護の下に、市内で積極的な活動を進めた。特に、彼らはフッカー家と結びつき、その援助によって、八二年以降に、定住諸施設を確保した。七〇年代以降、市内では、彼らの活動をめぐって、二信仰派の間で、非難、中傷合戦が次第に増加した。

- ②① Kahlenbrunner, a. a. O., s. 497 f.; Stieve, a. a. O., s. 157 ff. エリウス暦からグレゴリウス暦への改訂である。エリウス暦は、十六世紀はじめの時点で、春分の日が三月十一日になるなど、実際の季節と大きくずれてしまったので、一五八二年に、ローマ法王グレゴリウス十三世は改暦を布告した。しかし、プロテスタント派は、長く、これを拒否した。アウクスブルクでは、市の近隣諸領邦や経済的交流のある諸国に、グレゴリウス暦を採用したカトリック派支配地域が多かったこともあり、一五八三年一月に、市参事会がこれの採用を決めた。彼らは、改暦は信仰問題ではなく、世俗的なそれであるとして、ルターやメランヒトンの言及までも援用して、市内のプロテスタント派の説得に努めたが、反撥は続いた。当局のように、二信仰派が併存する共同体では、祝祭日、屠殺などの日常生活の次元においても、多くの不都合が生じた。
- ②② Breuer, a. a. O., s. 28 f.
- ②③ ZK, s. 234, SA, Katholisches Wesenarchiv [以下「KW」と略記] Nr. B2/3-5.
- ②④ ZK, s. 234, SA, KW, Nr. B2/6-7.
- ②⑤ ZK, s. 234, SA, KW, Nr. B2/8.
- ②⑥ ZK, s. 236 f., SA, KW, Nr. B3/13. 修道院側の画像新装計画に対して、プロテスタント派は、その承認が、彼らを取りはずして、説教会堂内の聖人画像の再掲示につながることを恐れて、反対した。一般に、プロテスタント派は聖画像を否定する考え方が強く、宗教改革の初期には、聖画像破壊が、彼らのシンボリックな活動のひとつとなつた。Vgl. Moeller, a. a. O., s. 23 ff.
- ②⑦ ZK, s. 234, SA, KW, Nr. B2/11.
- ②⑧ ZK, s. 237. この事件は、対立の激化を回避するために、プロテス

タント派が、自発的に像の修復を行って、落着いた。

- ②⑨ ZK, s. 237 f., SA, KW, Nr. B2/16.
- ②⑩ ZK, s. 238, SA, KW, Nr. B2/16.
- ②⑪ ZK, s. 238, SA, KW, Nr. B2/17. 乞食や托鉢は、中世以来、都市の社会問題のひとつであった。都市政府は、この観点から、いわゆる『乞食規定』の制定をはじめとして、これらの制限に努めてきたが、一方で、カトリック教会は、フランチェスコ修道会の活動にみられるように、清貧生活と貧者に対する喜捨を肯定する考えをもっており、これらの行為に寛大であった。しかし、プロテスタント派は、職業召命思想に連なるその現世内倫理から、これを厳しく批判した。中村、前掲書、九頁以降を参照。
- ②⑫ この救貧規定そのものは、宗教改革思想に基くものではなく、中世後期の都市政府による乞食制限の政策に基いた規定である。中村、前掲書、一〇頁以降を参照。
- ②⑬ ZK, s. 235.
- ②⑭ ZK, s. 235, SA, KW, Nr. B3/11.
- ②⑮ ZK, s. 235 f.
- ②⑯ ZK, s. 236, SA, KW, Nr. B25-II/5.
- ②⑰ ZK, s. 236.
- ②⑱ ZK, s. 236 ff. 一六三五年から四八年の期間には、プロテスタント派は、自らの費用で、教会をひたすら建築することが認められたが、資金難のために、彼らは、聖アンナ・コレギウムの内庭で礼拝を行った。それには、毎日曜日、一五〇〇〇人ももの信者が集まったという。
- ②⑲ ZK, s. 238. 但し、修道士たちは、聖ヤコブ礼拝堂での洗礼の際、及び、年に数日の祝祭日に行われる特定の業務のために、通行を許される。



## 五 信仰告白を異にする二者の結婚

複数の信仰告白が存在する都市共同体の住民生活に関して、いまひとつの興味深い実情を提供してくれるテーマに、信仰告白を異にする二者の結婚がある。本章では、二信仰派併存が制度として確立されていた一五四八年から一六三一年までの時期、及び、公的には単一信仰派体制であっても、現実には、二信仰派が共存していたそれ以降、四八年までの時期について、この問題を検討する。

周知のように、西欧キリスト教社会では、結婚の成立には、当事者たちが聖職者の手による婚姻のサクラメントを受けることが、不可欠の条件となっている。そのためもあって、中世以来、婚姻問題に関する裁定は、教会裁判権という法権限の下に、ローマ教会組織が行っていたが、一方では、都市では、市政府が、都市共同体における住民生活の掌握のために、この権限を自らの手中に収める努力を続けていた。その意味で、都市住民の信仰生活をローマ教会権力から切り離すことになる宗教改革の導入は、都市政府に、絶好の機会を与えたといえる。とりわけ、ツヴィングリの影響を受けた宗教改革を導入した都市では、その教理論から容易に演繹される都市政府機関としての婚姻裁判所を創設することによって、都市政府が、住民の婚姻問題に関する法的権限を、ほぼ全面的に確保するに至った<sup>①</sup>。そこまでの事情は、アウクスブルクも同様であった。中世以来、当市の住民の婚姻問題を裁定する権限を所有していたのは、アウクスブルク司教の司教座聖堂参事会法廷（Chorgericht）であったが、一五三七年の宗教改革の制度化に伴い、都市婚姻裁判所が創設され、市政府が、サクラメントそのものを除くほとんどすべての権限を手中にすることになった<sup>②</sup>。

しかし、当市では、一五四八年の『復旧協定』に従って、二信仰派併存体制が成立するとともに、都市婚姻裁判所は廃止されてしまった<sup>③</sup>。それ以降、三十年戦争の終結までの期間に、婚姻問題に関する法理念上の権限は、カトリック派住民のそれが司教座聖堂参事会法廷に、そして、プロテスタント派住民のそれがプロテスタント派の聖職者団（Prädikanten

にと、區別されて委ねられることになった。しかし、市政府は、決して権限を喪失したわけではなく、都市共同体生活の秩序維持、あるいは都市住民の共同体に対する義務という観点から、婚姻に関する諸条件の立法化と、それに従った婚姻問題部代表 Hochzeihenren による結婚認可制の採用によって、その後も、この問題の統制に努めた。一五三年十一月の『治安・執行規定』<sup>④</sup> Polizei- und Exkursionsordnung には、結婚に際しては必ず聖職者によるサクラメントを受けること、一定の財産を所有しない者の結婚禁止、当市の市民の娘と結婚する者は、市民権を得ているか、あるいは、市外に移住することなどが定められている。更に、八一年十一月の『婚姻規定』<sup>⑤</sup> Hochzeierordnung では、華美に過ぎる披露宴の自粛、四旬節期間中のその禁止などの新しい項目と並んで、結婚成立のための手続きが確定された。即ち、当事者たちは、まず、市政府の婚姻問題代表に対して、自らの身分、財産、親族の承認を証明すること、次に、聖職者のもとに赴き、婚姻問題部代表が発行した許可証を提示した上で、婚姻のサクラメントを受けることである。

このような制度の下で、信仰告白を異にする二者の結婚は、どのような取り扱いをうけたであろうか。法制上からいえば、そのような結婚を直接的に禁止する立法措置がとられたのは、遅く、三十年戦争のさなかに、二回目のカトリック派支配の市参事会が成立した一六三五年であった。<sup>⑥</sup> 従って、その時までの八十余年の長きにわたって、信仰告白を異にする二者の結婚は、法的には、拘束を受けなかったことになる。同じ信仰告白の二者の結婚にない障害があったとすれば、それは、結婚一般に関する法規定を援用した市政府側の干渉、そして、婚姻のサクラメント授与に際する双方の聖職者側の異議であった。

一五四八年から一六四八年までの期間について、市政府の裁判関係の記録文書を通覧したヴァルムブルンによれば、この問題についての記録は、三十年戦争の勃発までは、極めて僅かしか認められないが、それ以降の時期になると、急増しているという。<sup>⑦</sup> その指摘を念頭に置きながら、以下に、信仰告白を異にする二者の結婚について、これを直接に禁止する法律がなかった一六三五年までの二例、及び、禁止法令が発布された後の二例を考察する。

一五七五年の事例は、成立した<sup>⑧</sup>。ゲオルク・ホフシュテッター Georg Hofstetter なる男はカトリック派であったが、彼の最初の妻と、彼らの間に生まれた九人の子供たちは、「常に、キリスト教的なアウクスブルク信仰告白と、聖なる福音の教えを告白し、守り続けていた」プロテスタント派であった。しかし、彼は、この妻と離別した後に、この年に、やはり確信的なプロテスタント派であったレギナ・ヴァイマーティン Regina Weimatin なる女と再婚しようとしていた。この件に立会った市政府の婚姻問題部代表は、彼らに対して、次のような指導文書を与えただけで、反対はしなかった。

「……それゆえ、彼、ホフシュテッターは、彼の「再婚する」妻レギナ・ヴァイマーティン、及び、彼の以前の妻との間に生まれ、今後は、ヴァイマーティンが養育を引き継ぐことになった子供たちが、彼らのキリスト教信仰を信仰し、そして、福音主義派の説教に出席することに関して、いかなる場合にも、妨害せず、感化を与えず、また、苦痛を与えずにおかねばならない。そして、反対に、ヴァイマーティンと子供たちは、彼、ホフシュテッターが、彼の信仰と良心において、主なる神の前に立ち、至福に至るための努力を行うのを妨害したり、また、混乱させてはならない。更に、そのみならず、彼らは、結婚によって同居生活を行うときに、友好的な愛情と平和のうちに、また、全能の神への畏敬において、互いに、善良に、信頼をもって暮さねばならないし、また、双方のいずれも、激情や宗教のゆえに、他方と対立し、暴力を行使することがあってはならない。」<sup>⑨</sup>

彼らが、サクラメントに関して、どのような方法をとったかは、明らかではない。いずれにせよ、ゲオルクは、この時期に、二度にわたって、信仰告白を異にする結婚を成立させたのであり、当時は、それにさしたる困難はなかったと考えられる。

しかし、一六二四年の事例は、市政府によって拒否された<sup>⑩</sup>。この時期は、二信仰派併存体制が維持されていたが、イエズス修道会の定住化、グレゴリウス暦採用紛争を経て、また、三十年戦争もすではじまっていたこともあり、市内には、信仰告白をめぐる緊張があった。この年、プロテスタント派のハンス・プレッツェラー Hans Pretzeler は、リュッツェン生れで、カトリック派の女マリア Maria との結婚を合法化してもらうために、腐心していた。彼らは、まず、プロテ

スタント派の教会となっていた元の洗足修道会教会で、プロテスタント派の聖職者の前で結婚式を行い、その後、引き続いて、そこで行われた礼拝に出席した。次に、彼らは、カトリック派の教会に行き、結婚式を挙げようとしたが、聖職者側は、市政府の発行する結婚許可証 *Hochzeitszettel* がないことを理由に、これを拒否した。しかし、市政府側が、これの発行に難色を示したために、ハンスは、市内のイエズス修道会の執り成しの下に、バイエルンにこの証明書の発行を求めたが、これも成功しなかった。その後、奔走のかいあって、ハンスとマリアは、都市代表の C・ベヒラー *Christoph Bechler* と二名の立会人の前で、二人とも、本心からカトリック派のサクラメントを受ける用意のあることを誓約するところまで漕ぎつけた。しかし、間もなく、市政府側の更なる事情聴取の結果、ハンスの心情に偽りがあること、また、マリアも、実は、「自らが成長した環境の信仰であるアウスブルク信仰告白の信徒であることを望んでいる」<sup>⑩</sup> 単なる書類上のカトリック派にすぎないことが明らかになり、彼らは市外に追放されることになった。この事件は、市内の信仰告白をめぐる緊張に対する市政府、及び、聖職者側の配慮を窺わせている。

一六三五年に成立したカトリック派全面支配の市参事会は、信仰告白を異にする二者の結婚を禁止したが、そのような結婚を望む住民は、決してなくならなかったようである。一六三九年の事例では、特例的に、これが認められた<sup>⑪</sup>。プロテスタント派からカトリック派に改宗していたハンス・シュスター *Hans Schuster* は、セバステリアン・ディレン *Sebastian Dirren* なる旅館経営者の娘であるプロテスタント派の女と結婚するために、アウクスブルク司教に働きかけて、妻になる女と、将来、彼らの間に生まれる子供たちをカトリック派に改宗させるという約束の下に、結婚の特赦状を得た。更に、彼は、教会でこの結婚式を行えば、双方の信仰派の市民たちの妨害や中傷が不可避であるとして、特別に、自宅でこれを行いたいという嘆願書を、市政府に提出した。市政府側では、はじめ、婚姻問題部代表が、一六三五年の禁止法令に従って、この結婚そのものに反対したが、結局、アウクスブルク司教の特赦状を尊重して、市参事会が、次のように承認を行った。

「……彼〔ハンス〕は、カトリック信仰 *catholische religion* に改宗するために、フランチェスコ修道会士の許に赴き、聖人たちの墓碑の前で、公に、その信仰を告白し、従って、異端から解放されて、再び、カトリック教会の信徒となった。それゆえ、恵み深きアウクスブルク司教は、司教の権限をもって、事情を理解し、次のことを承認した。即ち、彼〔ハンス〕と、セバステイアン・ディレンなる旅籠屋の娘で、ルター派である女との結婚は、彼が、彼とこの女との間の将来の子供たちを、カトリック信仰に従って教育するのみならず、また、結婚する妻をも、同様に、全力を尽してカトリック派信仰に改宗させるといふ条件の下に、許可される。更に、また、教会で公に結婚の聖別を受ける場合に危惧される人々の中傷を避けるために、彼は、彼女とともに、自宅ですれを受けることができる。」<sup>④</sup>

この結婚が許可された直接の理由は、自らも改宗者であるハンスによる妻と子供たちの改宗約束であるが、それだけでは、やはり、違法行為であった。事態には、当時、市民改宗活動を展開していたイエズス修道会に対するハンスの日頃からの接触が、影響を与えていると考えられる。<sup>⑤</sup>

一六四一年の事例では、当事者たちは、市外追放の処分をうけた。この年、カトリック派の男マティアス・ガイスラー *Martinus Geisler* は、プロテスタント派の女バルバラ *Barbara* と結婚しようとした。しかし、婚姻問題部代表たちがこれを違法としたために、二人は、バルバラの偽装改宗によって事態を乗りきることを企てた。彼女は、プロテスタント派の信仰を確信していたが、夫の指導の下にカトリック派信仰を学び、その信徒として、夫とともに婚姻のサクラメントを受けすることに成功した。しかし、「このような偽りの配慮」は、やがて、人々の知るところとなり、憤慨したカトリック派支配の市参事会は、当事者たちの罪状告白と情状酌量の嘆願にもかかわらず、これを、「計画的で、悪質な欺瞞と、サクラメントの悪意による乱用」として、彼らの市外追放に処した。<sup>⑦</sup>

以上の諸例から、アウクスブルクにおける信仰告白を異にする二者の結婚に関する傾向を、看取することができよう。まず、十六世紀から十七世紀にかけての都市共同体においても、そのような結婚はあとを絶たなかったようである。次に、

この問題についての最終的な判断を行ったのは、常に、婚姻問題部代表をはじめとする都市政府であった。アウクスブルク司教も、また、プロテスタント派の聖職者たちも、市政府の処置に異論を唱えた節はない。第三に、市政府は、時期が後に移るに従って、態度を硬化させていったとはいえ、全体としては、この種の結婚に、比較的、寛大であった。また、聖職者側も、これも時期による差はあれ、比較的、容易に、サクラメントに関する当事者たちの要望を満たしていたように思われる。この点に関しては、すでに述べたように、信仰告白を異にする二者の結婚についての市政府の記録が、三十年戦争の勃発までは僅少であり、それ以降に増大するというヴァルムブルンの指摘が、傍証となる。即ち、記録数の増減は、そのような事例の増減ではなく、それが事件や紛争となりうる市内の環境があったか、否かを示していると考えられるからである。また、第三章でみたように、この期間に、都市貴族階層の間には、双方の信仰告白の個人を擁する家系が少なからずあった。そこでは、当然、信仰告白を異にする夫婦も存在したはずである。当市では、少なくとも、三十年戦争のはじまる頃までは、信仰告白を異にする二者の結婚を容認する市民感情と市政府の姿勢があったと考えられる。

① W. Köhler, *Zürcher Eilegericht und Genfer Konsistorium*, Bd.

II: *Das Ehe- und Sittegericht in den süddeutschen Reichsstädten, dem Herzogtum Württemberg und in Genf*, Leipzig 1942. 52f. F. Büsser, *Huldrych Zwingli, Reformation als prophetischer Auftrag*, Göttingen 1973, F. ビトナー・森田安一訳『ツヴィンクリの人と神学』新教出版社、一九八〇年、一二二頁以降を参照。チャーリヒでは、一五二三年の第一回公開討論会を契機に、キリスト教共同体と市民共同体をいわば合一化する思想に立つツヴィンクリの指導の下に、宗教改革が導入されたが、その制度化の一環として、二五年に、『婚姻問題に関して、どのような裁きが行われるべきかの配慮、及び規定』が制定され、それまでの司教の裁判所に代わる都市の婚姻裁判所が創設された。それは、聖職者と市政府の双方のメンバーから成り

婚姻問題だけでなく、社会的な性的問題も取り扱った。

② RG, Bd. II, s. 330 f.; Köhler, a. a. O., s. 280 ff.; Seuling, a. a. O., s. 27. 一五三七年九月の『風俗—治安規定』に従って創設された。聖職者一名、市政府の人員一名に、市参事会選出の八名の陪審員から成る。基本的には、チャーリヒの婚姻裁判所に倣うものであるが、直接的には、同年五月に、五回目の来市をしたプーツァーの勸告『*Stipendium mains vom egericht*』に基づく。結婚には、親族や後見人の承認を必要とする。離婚と離婚者の再婚は可能であるが、婚姻裁判所の判定に従って、妻帯 *mechtlicher beistz*、売春 *öffentliche Inurei* とその仲介、性的犯罪は、市外追放や死刑を含めた厳罰に処せられることが定められている。

③ RG, Bd. IV, s. 208.

- ④ Köhler, a. a. O., s. 320 f.
- ⑤ ZK, s. 267 f. 華美な祝宴の例として、婚約と結婚のそれに六二〇フローリン以上を費したツァガー家の法律顧問 L. Gaizkoller の場合が、よく知られている。また、四旬節は、肉食と屠殺の禁止期間である。また、市民の娘と結婚する者は、市民権の証明、親族と後見人の承諾、五〇フローリン以上の財産所有、向こう五年間は、救済治療団体の世話にならない旨の誓約を必要とした。更に、彼が、外来の居住民である場合には、加えて、以前の居住都市での就業許可証、市民権の証明、農奴身分でないことの証明、アウクスブルク市民権の取得を要求された。これらの条件を満たす者が、婚姻問題部代表の発行する許可証をもって、聖職者のもとに赴く。
- ⑥ ZK, s. 268.
- ⑦ ZK, s. 268 f.
- ⑧ ZK, s. 267. 当時の婚姻問題部代表は、カトリック派の D. Perckmüller 及び W. Schorer 及びプロテスタント派の M. Zobel の三名である。
- ⑨ ZK, s. 268, SA, Evangelisches Wesenarchiv, Akt 1585, Teil I.
- ⑩ ZK, s. 269, SA, RR, Urigleichensammlung 1624 a.
- ⑪ 彼女の出自はカトリック派であったが、何らかの事情で、幼いうちから市内のプロテスタント派の環境で暮らしていたと考えられる。
- ⑫ ZK, s. 269.
- ⑬ この時期には、プロテスタント派は公認されていなかった。たゞ、「異端 haeresi」<sup>17</sup>と表現されることがある。
- ⑭ ZK, s. 270, SA, Reichstadt, "Dispensationes der Hanß-Copulationen, 20. 11. 1639.
- ⑮ Vgl. ZK, s. 240 f. イエズス修道会は、ツァガー家内のプロテスタント派の人物の改宗など、個人的なコンタクトを通じて、上層の市民に働きかける一方、悪魔払い、Teufelsaustreibung<sup>18</sup>、教会巡礼 Prozession、祝典行列 Kreuzgänger、霊場巡礼 Wallfahren などを盛んに催して、民衆の教化と改宗に努めていた。
- ⑯ ZK, s. 269, SA, Reichstadt, Straßbücher 1633-53, s. 240.
- ⑰ ZK, s. 269. 一六四一年になって、彼らは、らかなる場合に、カトリック派から離脱しないという誓約を行って、特赦をうけた。また、一六四四年のカトリック派の大家 Hans Preiner とプロテスタント派の女 Susanna の場合も、同様の経過を辿った。Susanna の改宗宣言の後に、彼らはカトリック派による婚姻のサクラメントを授かった。しかし、彼女は、その後もプロテスタント派の礼拝に出席していたために、アウクスブルク司教の要請に基づいて、市政府は二名を市外追放に処した。Vgl. ZK, s. 270.

む す び

さて、まとめにはいりたくない。課題は、アウクスブルクに二信仰派併存体制を維持させた基本的な諸条件、そして、そのような都市が、シリングによる前近代ドイツ史の展望のなかに占める位置であった。

第三章以降の諸章にみたように、十六世紀後半から十七世紀初頭にかけて、アウクスブルクの都市住民は、都市共同体の内部に複数の信仰告白が存在し、更に、それが、信仰派の人口比率からすれば、不公平な平等的共存であったにもかかわらず、信仰告白をめぐる利害対立に際して、全体としては、慎重かつ冷静な態度を保持し続けた。そして、その傾向は、市政府についても該当する。社会階層的には、都市貴族の寡頭支配であった市参事会の構成と政策も、信仰告白問題に關しては、三十年戦争期における外来勢力の強制による単一信仰派支配の時期を除いては、二信仰派の協調体制に基いていたといわねばならない。

では、当市に、協調的な二信仰派併存体制を堅持させた要因は、どこにあるのであろうか。本稿の叙述のなかで、「宗教的寛容の理念と呼びうる主張や信念に基いた行動」といった表現は、遂に用いることがなかった。要因は、やはり、第一章と第二章にみたような都市外部からの制度的、政治的な強制にあるとしなければならぬ。市政府にとって、二信仰派併存体制は、帝国法である『アウクスブルクの宗教平和』によって、法制的に、そして、一五四八年の皇帝による直接的な介入によって、実力的に、外部権力から与えられた制度であり、市内の意志とは無関係な、ほとんど、絶対的な所与であった。また、都市住民にとっては、その体制は、この二条件に加えて、市政府からも強制された、一層、無条件的な前提であった。従って、市政府は、市の独立と自治を保全するために、万難を排して、信仰告白をめぐる市内の紛争の激化を回避する努力を続けたのであり、そして、都市住民は、自らの信仰告白への確信と敵対派への反感も、この制度的枠組の内部においてしか発現されえないことを、ほとんど、無意識的に修得していたのではなからうか。

次に、シリリングによるこの時代のドイツ史への展望のなかで、アウクスブルクは、どのように位置づけられるであろうか。二信仰派の併存という一見、変則的な体制も、彼の展望と矛盾するものではない。宗教改革以降、十七世紀前半までの時代を、「信仰告白体制化」、あるいは、「第二次宗教改革」という概念で捉えることは、当市についても、原則的に可能である。シリリングの時期区分に合致するように、当市でも、一五七〇年代までの安定期の後に、八〇年代にはいると、



イエズス修道会の活動に刺激されて、住民生活の様々な局面において、信仰告白に基く結束と、それらの間での緊張が高まった。そして、その帰結である一六四八年の『ウェストファーレンの講和』に規定された公職の員数的平等と信仰告白ごとの自律的決定権は、都市共同体の運営が、カトリック派とプロテスタント派という二つの信仰告白勢力の自律的存在を前提として行われるという点で、「信仰告白体制化」のひとつの完成と見做すことができよう。

しかし、当市では、都市共同体としては、「信仰告白体制化」は認められなかった。その理由は、シリングが、主として、念頭に置いている領邦君主権力とは異なり、上述のように、市政府が、対外的に独立と自治を全うするに十分な権力を有しなかったために、二信仰派併存体制の堅持に向ったことにある。しかし、この期間における都市住民と市政府の姿勢を考えるとすれば、このような固有の条件は、シリングが、三十年戦争の終結後に、「信仰告白体制化」の対抗現象として登場したとする信仰告白に固執しない思想や心性、あるいは、一般に、その時期にゆっくりと進行したとされる、いわゆる、「社会の様々なダイナミクスから、信仰告白に基く諸要素が脱落していった結果に成立する近代社会の心性」を、早くも、十六世紀の後半において、当市に現出させたとはいえないだろうか。とすれば、その基本的な要因が、決して「宗教的寛容の理念」の唱道ではなく、専ら、政治的諸条件に拘束されて生れた不可避的な生活の術の次元にあったことは、興味深い。そのことは、シリングが示唆的な表現に留めている上述の思想や心性の成立事情と、その歴史的位置づけを確定する手がかりを提供しているように思われる。

（岡山大学助教授

THE ESTABLISHMENT OF THE REGULATIONS  
CONCERNING THE APPREHENSION OF  
FUGITIVE SLAVES (督捕則例)

TANI Toshihito

During the Shun chih (順治) era, fugitive slaves (逃人) who escaped from the Manchu banner families caused so great a political problem that the Manchus were compelled to establish severe laws, such as the Code of Concealing Manchus' Fugitive New and Old Slaves (隱匿滿州逃亡新旧家人律). On the other hand, the Chinese clarified the details of the laws, enforced the observance of them and succeeded in reducing penalties. This resulted in the repeal of the Code and the establishment of regulations concerning the apprehension of fugitive slaves. But such revisions of the laws were only those of the standards to which the Mandarins referred when trying cases. The social causes of the fugitive slave problem remained unchecked.

Zusammenleben von Katholiken  
und Protestanten in Augsburg

NAGATA Ryoichi

Die Mehrheit von den deutschen Reichsstädte führte in der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts die Reformation ein. Allerdings war ihre spätere Entwicklung jeder Stadt sehr verschieden, wenn man sie immer bis zum Ende des dreißigjährigen Kriegs von 1648 durchforschte. Trotz ihrer Einführung der Reformation von 1534 brachte die Stadt Augsburg seit 1548 das Zusammenleben von Katholiken und Protestanten in Ordnung und legte es 1649 als numerische Parität in der ganzen Stadtverfassung vollständig fest.

Durch eine etwa ausführliche Untersuchung der politischen und religiösen Bedingungen in und um Augsburg gelangen wir zu den folgenden Beurteilungen. 1) Der entscheidendeste Faktor, der ohne spitzen Auseinandersetzungen die Zusammenlebensverfassung der beiden Konfessionen in einer Stadt entstehen ließ, war eine breit zwischen den Stadtbewohner

bestehende Mentalité. Sie hielten ihre Verfassung für die politisch unvermeidlich Gegebenheit, um die städtische Autonomie im Reich zu bewahren. 2) Kürzlich gibt H. Schilling zur deutschen Geschichte von der Mitte des 16. bis zum Ende des 17. Jahrhunderts, die man bisher geschichtswissenschaftlich als "eine fade Periode" vernachlässigt hat, eine bemerkenswerte Perspektive mit dem Begriff der "Konfessionalisierung" oder der "zweiten Reformation". Die konfessionellen Verhältnisse dieses Zeitalters in Augsburg stehen trotz ihrer eigenartigen Entwicklung auch mit seiner Auffassung nicht in Widerspruch.

## RITUAL BRONZES OF THE EARLY STAGE

NAMBA Junko

The purpose of this study is to examine the development of Chinese ritual bronzes of the early stage by considering the chronology of bronzes from the Er-li-tou (二里頭) and the Er-li-kang (二里崗) periods. Before formulating a chronology based on changes in vessel form and decorative style, varieties of shape and the combination of friezes within one vessel type, which was produced through the early periods, were carefully divided. Examination of contemporary examples of each type resulted in dividing the Er-li-tou period into two sub-periods and the Er-li-kang period into four sub-periods. These sub-periods coincide with the chronological division of pottery from the Er-li-tou III period to the later stage of the upper Er-li-kang.

The development of the structure of casting molds is also considered. It can be pointed out that several types of bronzes, which served as ritual cooking vessels, began to be used rather than pottery. However, as casting techniques developed and decorations like the Tao-tie (饕餮) design became more and more exaggerated, the original function of the bronze vessels was forgotten, and new types came to be cast with many variations arising in each.